

< 第 2 回政策討論会発表資料 >

岐阜県の世帯動向について

平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日
岐阜県の将来構想研究会

本レポートは、「岐阜県の将来構想研究会」における研究の途中経過として、現状認識と考える方向性をまとめたものであり、県としての公式な考え方を示したものではありません。

第1回政策討論会の発表

- ・ 人口減少の現状と課題

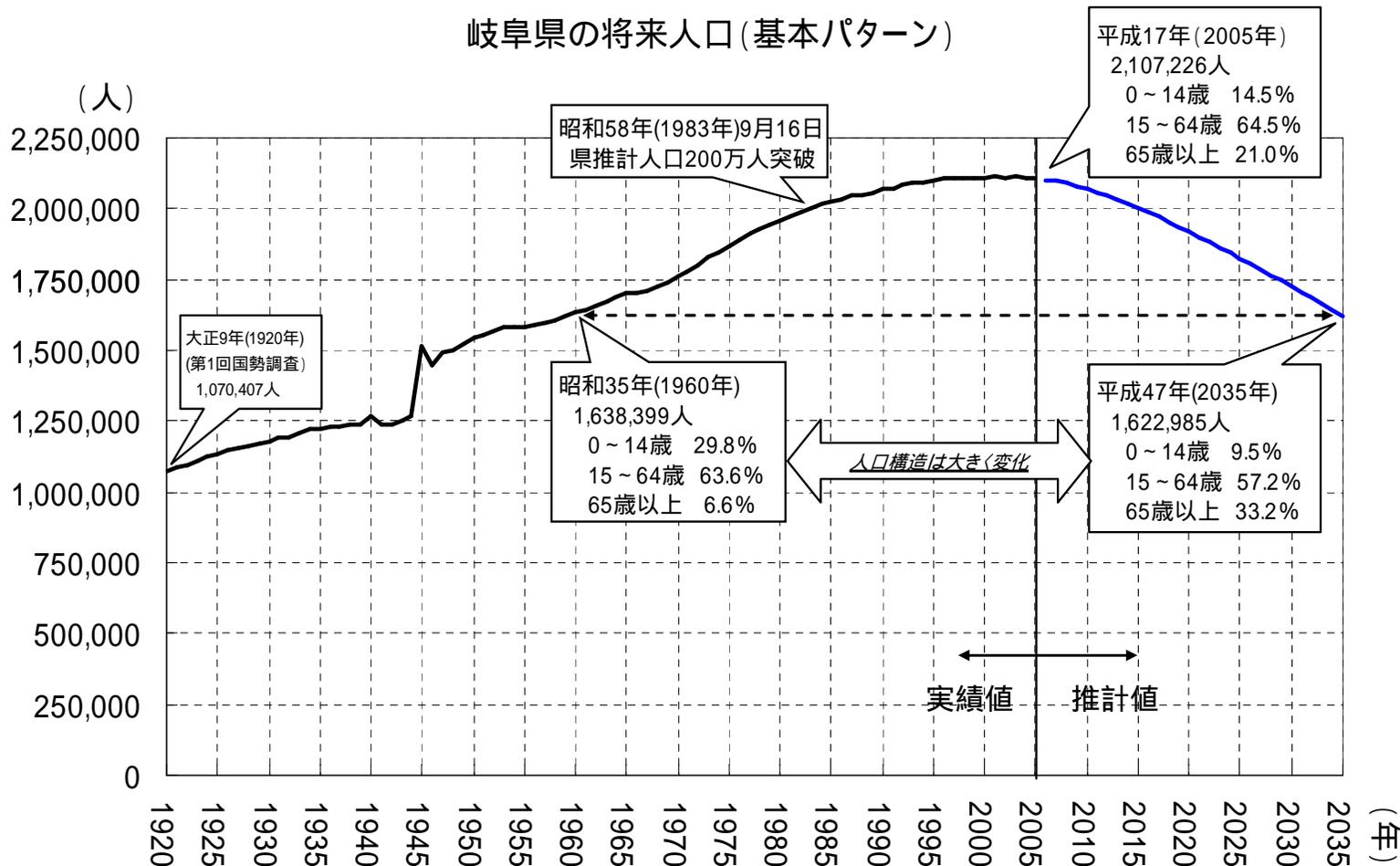
～ 30年後の岐阜県の姿～

< 発表内容 >

- ・ 人口減少の現状
- ・ 30年後の岐阜県の人口の見通し
- ・ 人口減少社会で何が起こりうるのか

30年後の岐阜県はどうなっているのでしょうか。

1. 約160万人の県になります ～昭和35年頃と同じ人口に。人口構造は大きく変化～



備考: 将来人口推計は、人口・少子化問題研究会に設置された「人口推計作業部会」が実施。(平成18年度)

2. 子どもが少なく高齢者の多い社会になります ～ 昭和35年頃に比べ、割合は逆転～

➤ 子どもの数(0～14歳)

昭和35(1960): 48万8千人

↓ (33万3千人)

平成47(2035): 15万5千人

➤ 高齢者の数(65歳以上)

昭和35(1960): 10万9千人

↓ (+ 43万1千人)

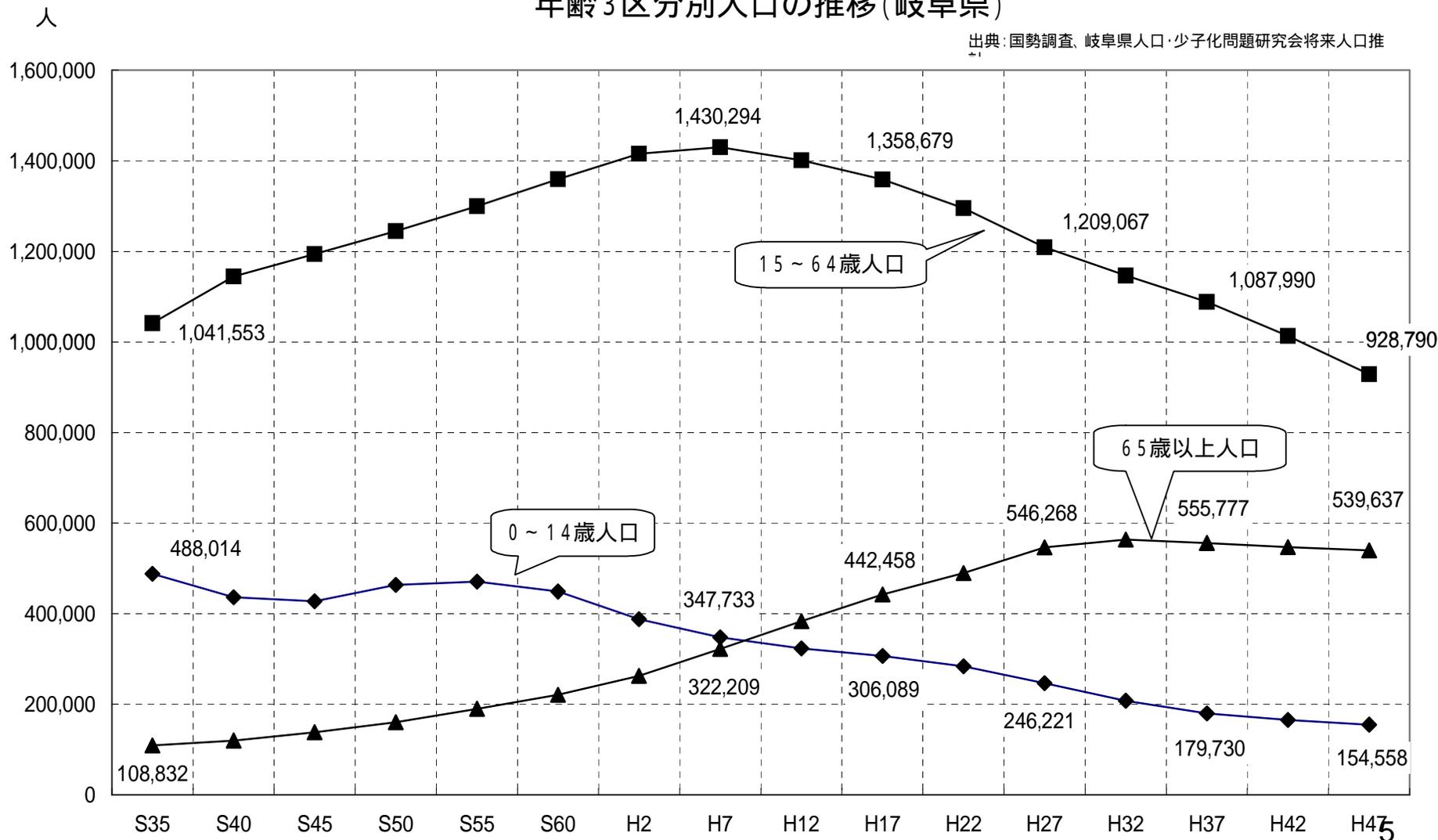
平成47(2035): 54万人

人口を見るときは率ではなく実数で見るのが基本。そうしないと実態を見誤ります。

3. 地域を支える現役世代の人口が今よりも 43万人(3割以上)減ります。

年齢3区分別人口の推移(岐阜県)

出典: 国勢調査、岐阜県人口・少子化問題研究会将来人口推計



本日の発表

- ・ 将来の社会を考える上で、人口と並んで基礎となる、「世帯」について、現状と将来の見通しについて整理。

世帯

- ・ 住居と生計を共にしている人々の集まり
又は一戸を構えて住んでいる単身者
(国勢調査の定義)

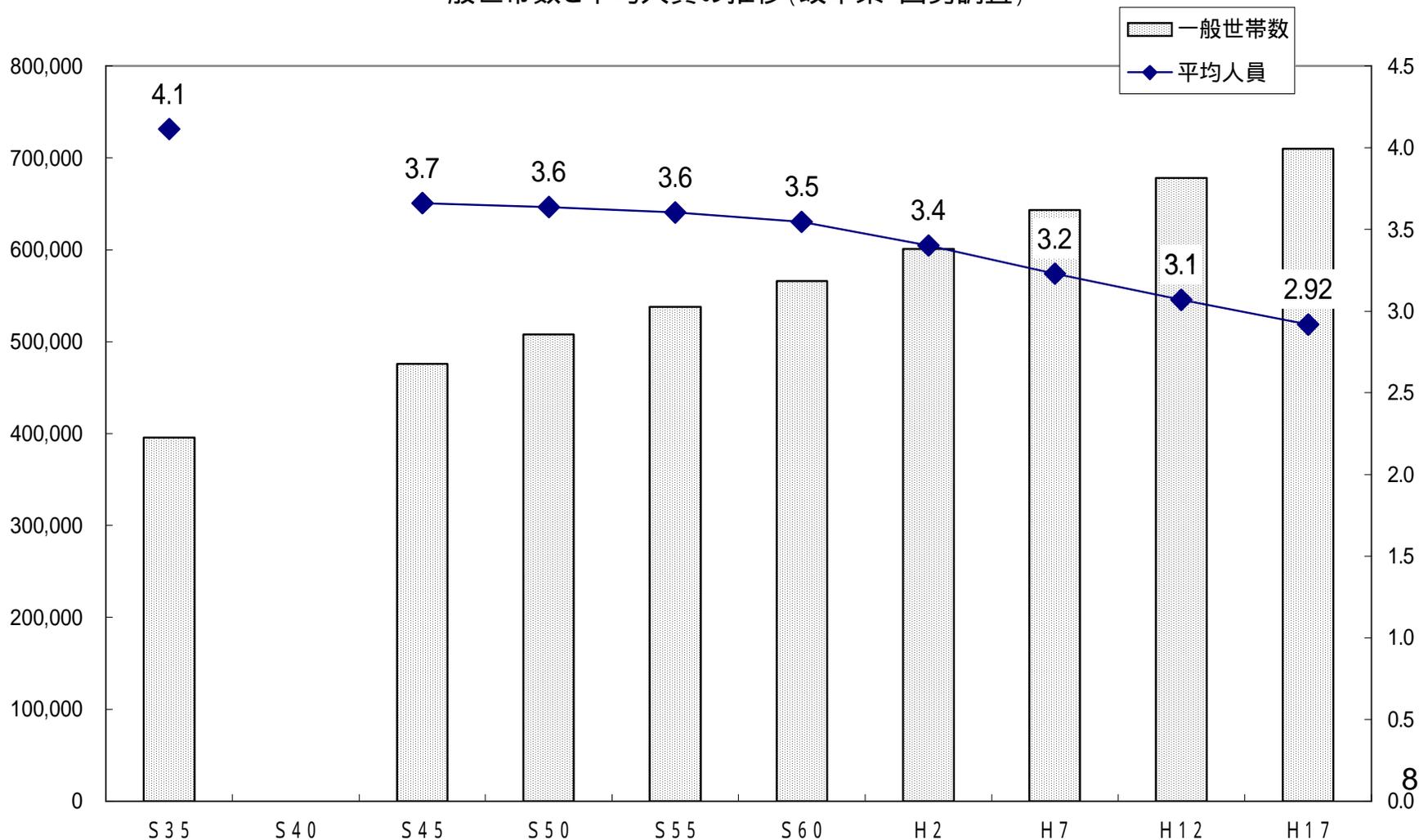
1 現在までの世帯動向

世帯数は71万世帯に達し、一貫して増加。 ～ 1世帯当たり人員は3人を割り込み、小家族化が進む～

一般世帯数 710,166世帯(H17国勢調査)

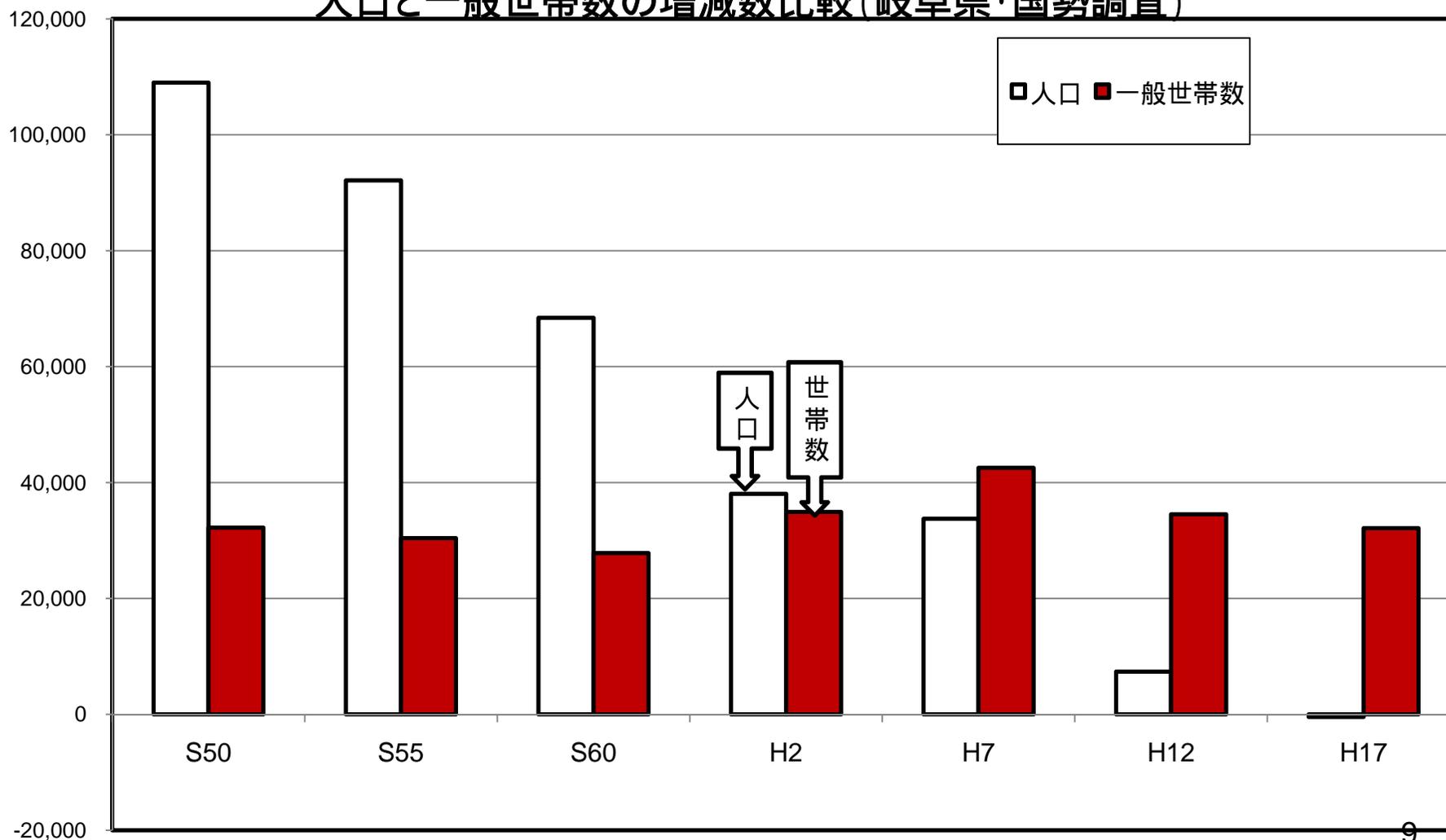
1世帯当たり人員 2.92人

一般世帯数と平均人員の推移(岐阜県・国勢調査)



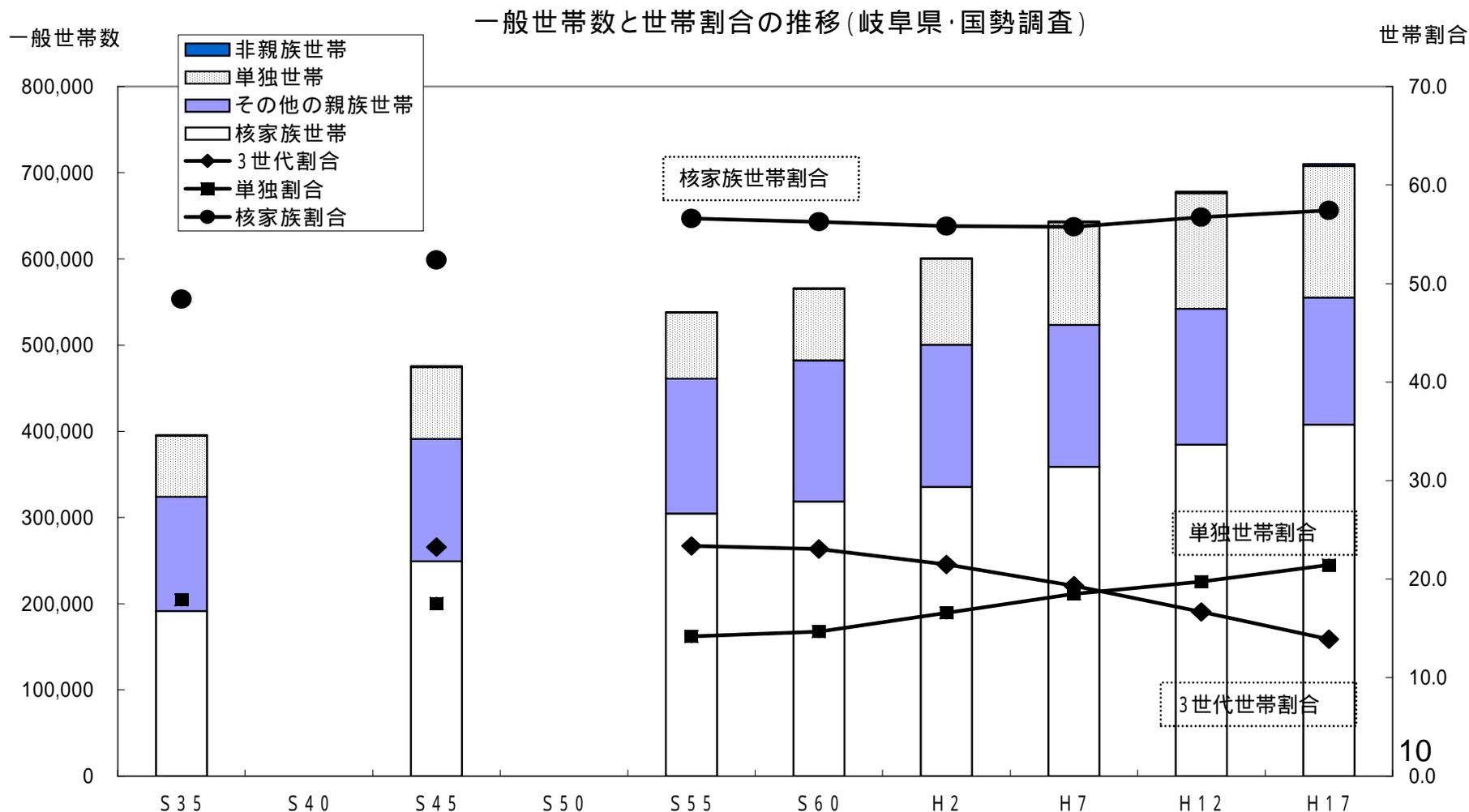
人口の伸び以上に世帯数は増加している。 ～人口と世帯数の増減は連動しない～

人口と一般世帯数の増減数比較(岐阜県・国勢調査)



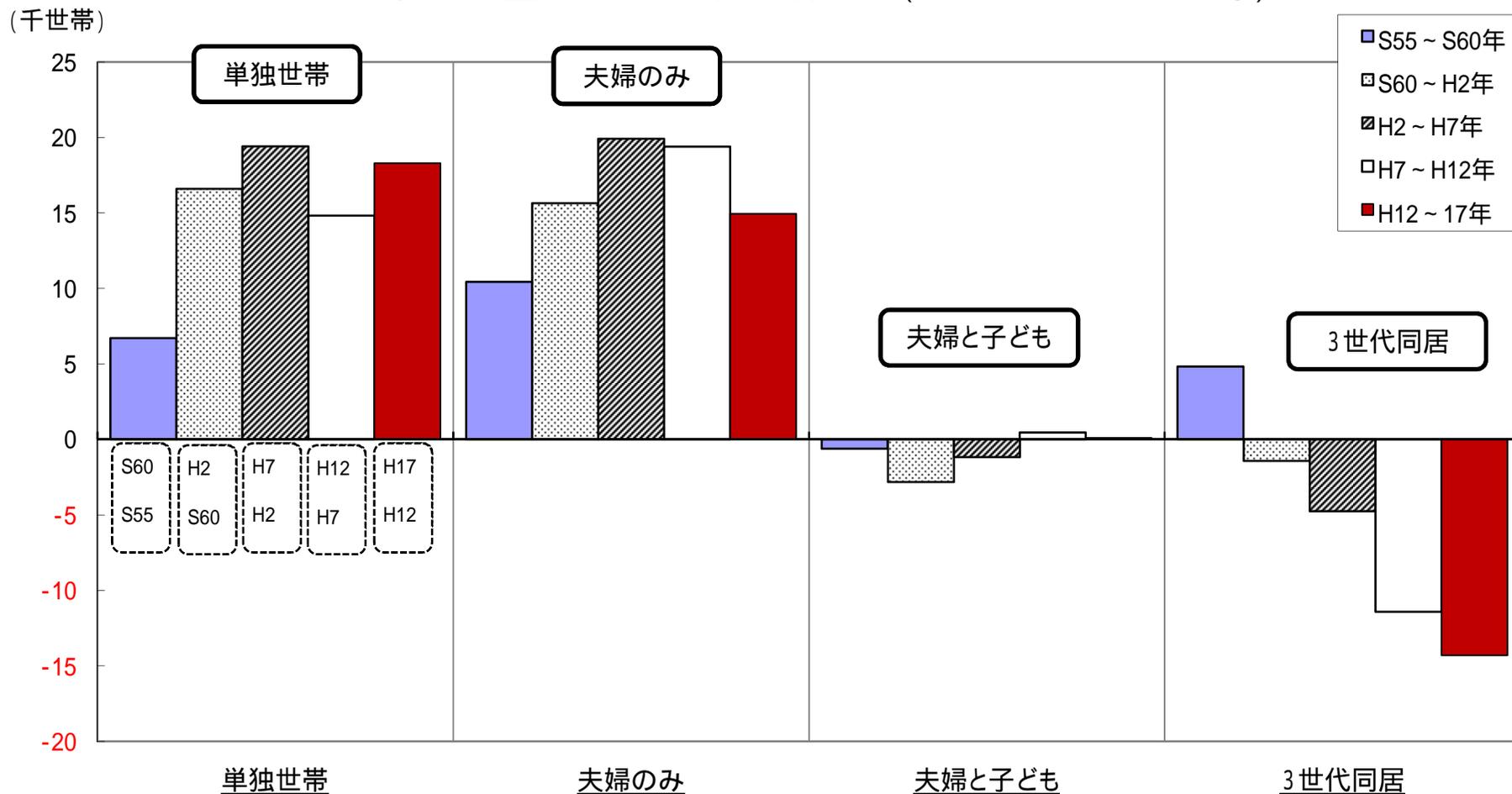
増えているのは単独世帯。 ～ 既に単独世帯が三世代同居世帯を上回っている～

3世代世帯が減少傾向に入ったのは平成に入ってから。世帯人員数の変化と同じく、平成に入ってから家族の構成は大きく変化。(3世代同居と単独世帯が逆転したのはH7)



「単独世帯」に加え「夫婦のみ世帯」が大きく増加
 子どもがいる世帯は増えず、3世代同居が大きく減

主な家族類型別一般世帯の増減数(S55～H17・5年毎)

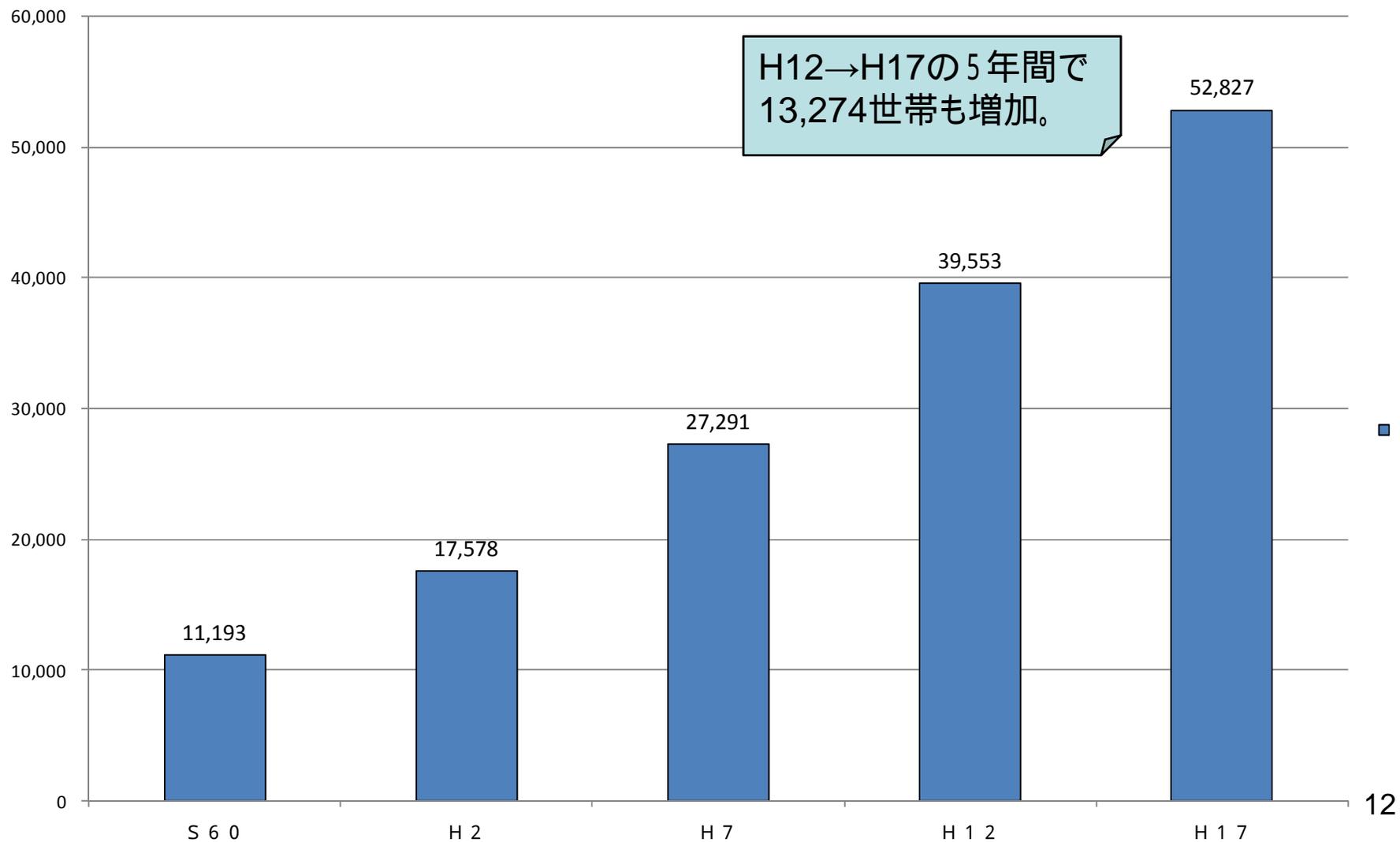


出典: 総務省「国勢調査」

注: 3世代同居は、家族類型のうち「夫婦と子どもと両親」、「夫婦と子どもとひとり親」、「夫婦と子どもと親と他の親族」世帯を合計したもの。¹¹

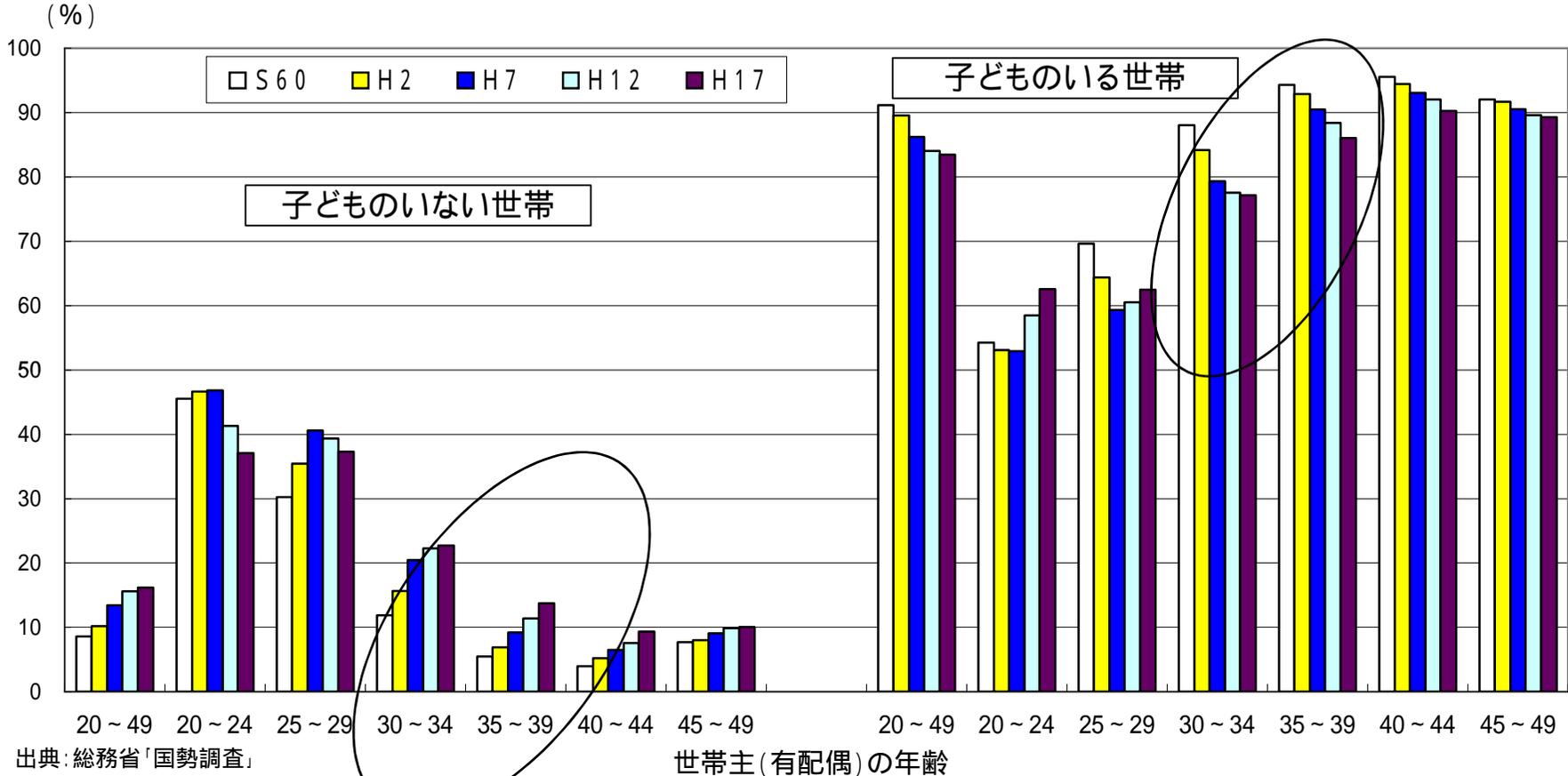
高齢夫婦のみ世帯（夫妻共65歳以上）が大幅に増加。

高齢夫婦世帯（夫妻ともに65歳以上）数の推移（岐阜県・国勢調査）



30代(子育て世代)の「子どものいる世帯」は減少傾向

子どものいる世帯と子どものいない世帯割合の推移

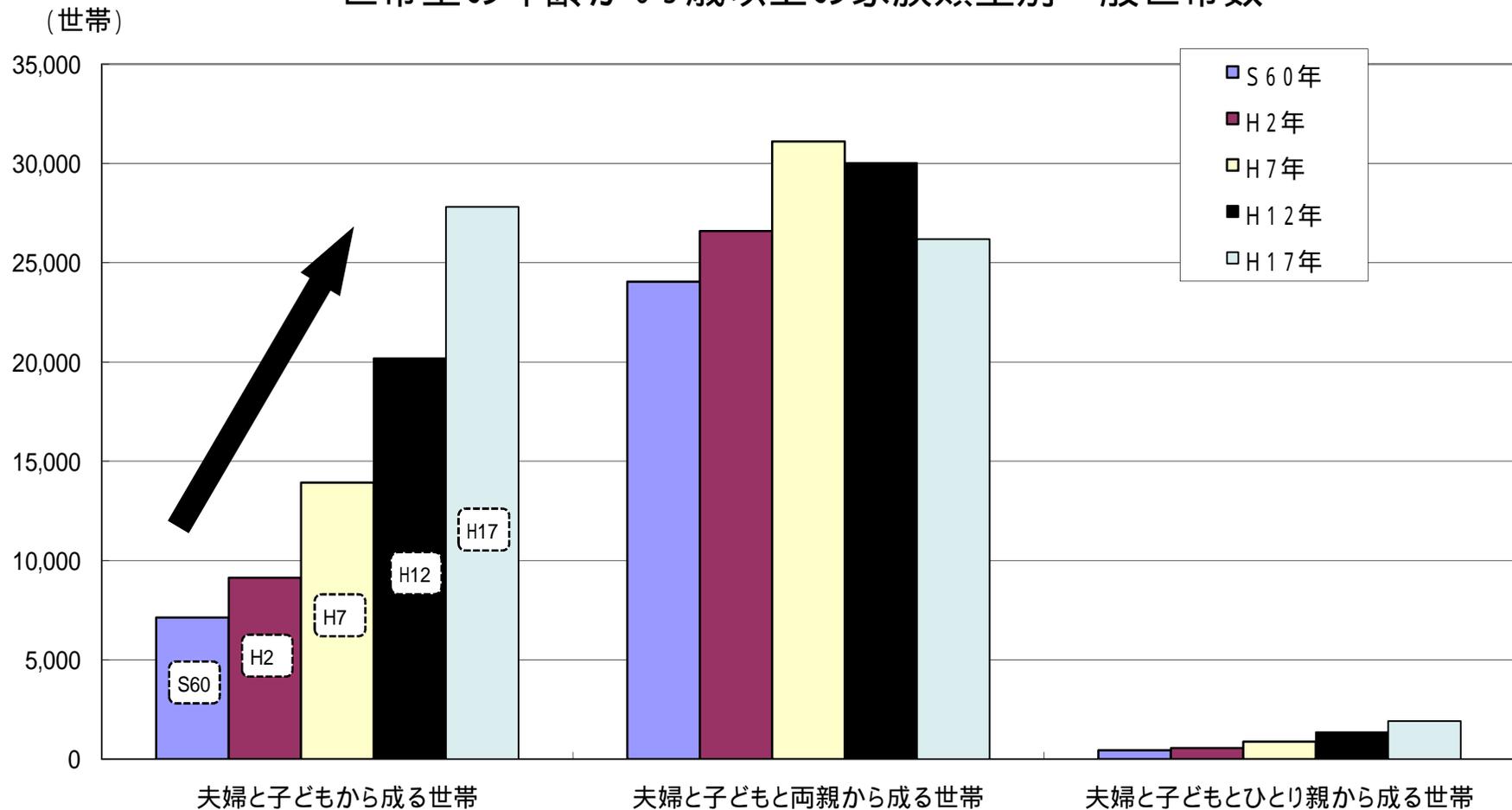


子どものいる世帯 = 夫婦と子ども + 男親と子ども + 女親と子ども + 夫婦と子どもと両親 + 夫婦と子どもとひとり親 + 夫婦、子どもと他の親族 + 夫婦、子ども、親と他の親族
 子どものいない世帯 = 夫婦のみ + 夫婦と両親 + 夫婦とひとり親 + 夫婦と他の親族 + 夫婦、親と他の親族
 割合は単独世帯を含まない親族世帯総数に占める割合。

* 20代は未婚率が大きく上昇しており、世帯主となっていない場合や単独世帯であることが多くを占めると考えられるため、注意を要する。

未婚の子どもが親と同居するケースが増加していると思われる。 ～世帯主65歳以上の「夫婦と子ども」世帯が増加～

世帯主の年齢が65歳以上の家族類型別一般世帯数



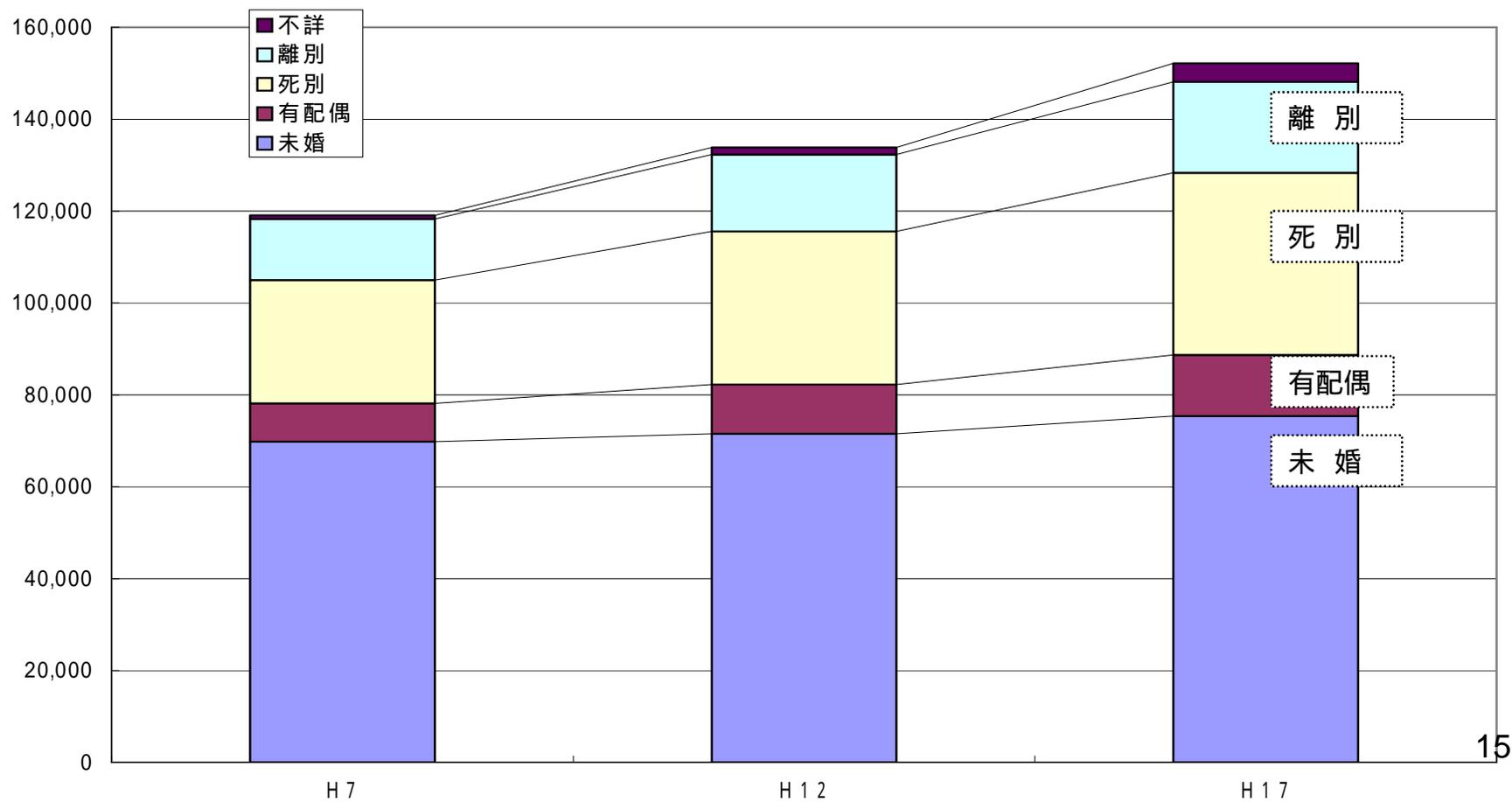
出典：総務省「国勢調査」

単独世帯で増加しているのは離別・死別によるもの。

単独世帯の配偶関係別構成割合(岐阜県・国勢調査)

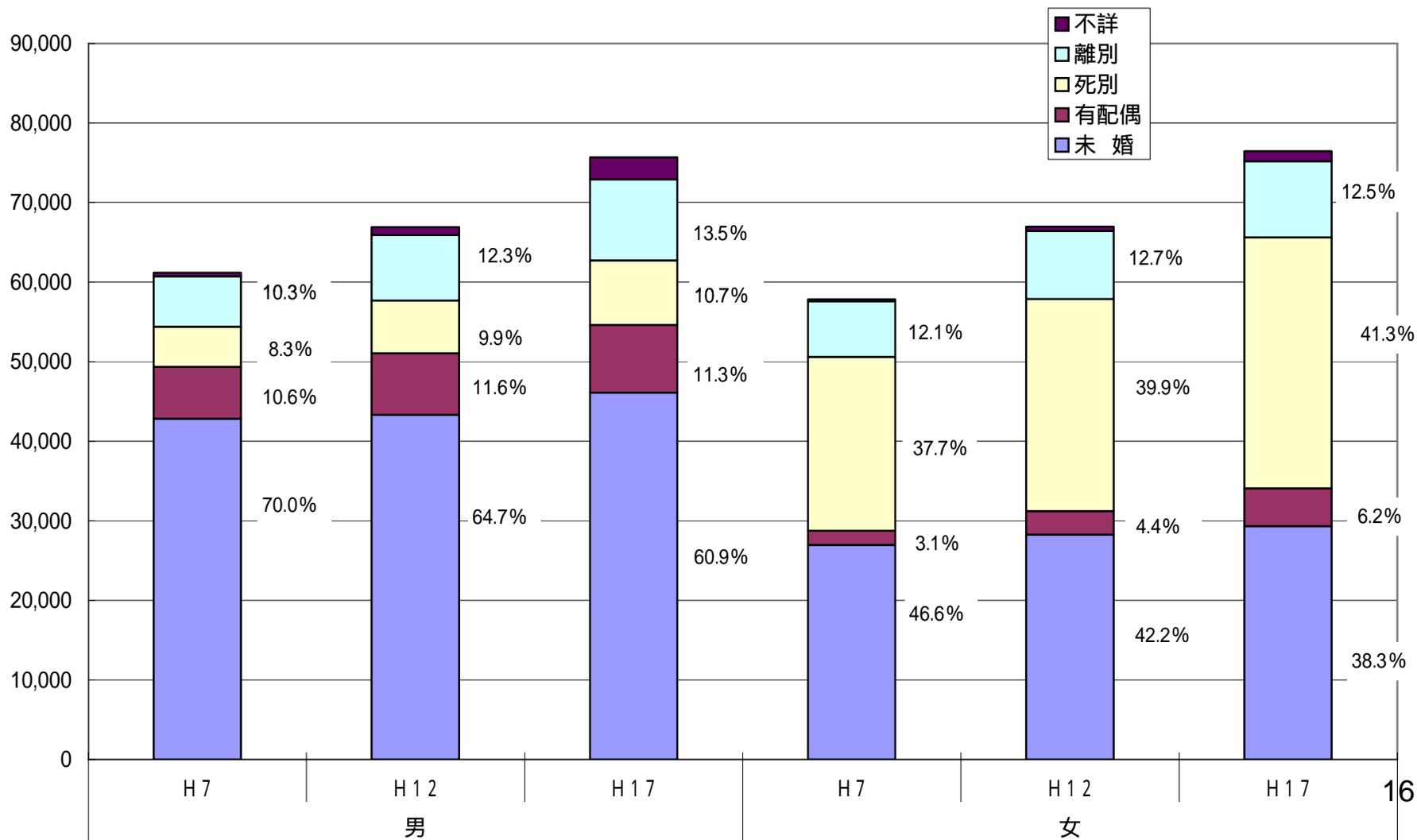
	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
H 7	58.6%	7.0%	22.6%	11.2%	0.6%
H 1 2	53.4%	8.0%	24.9%	12.5%	1.1%
H 1 7	49.5%	8.7%	26.1%	13.0%	2.7%

単独世帯の推移(岐阜県・国勢調査)



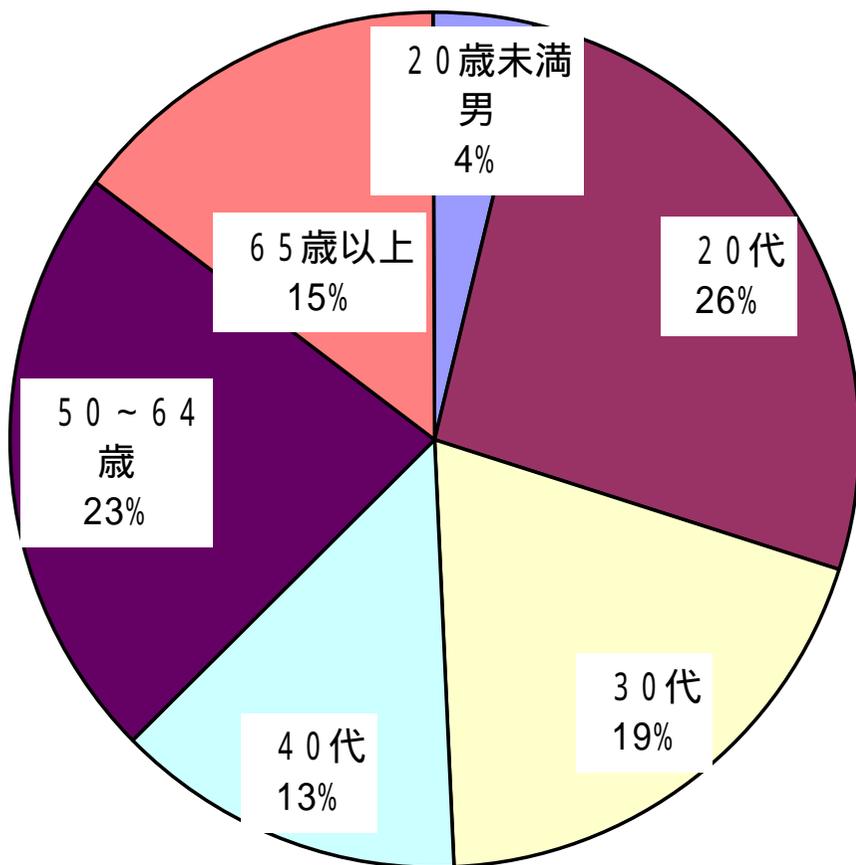
男性は未婚、女性は死別による単独世帯が最も多い。

単独世帯数の推移(岐阜県・国勢調査) グラフ棒の右の数字は構成比。

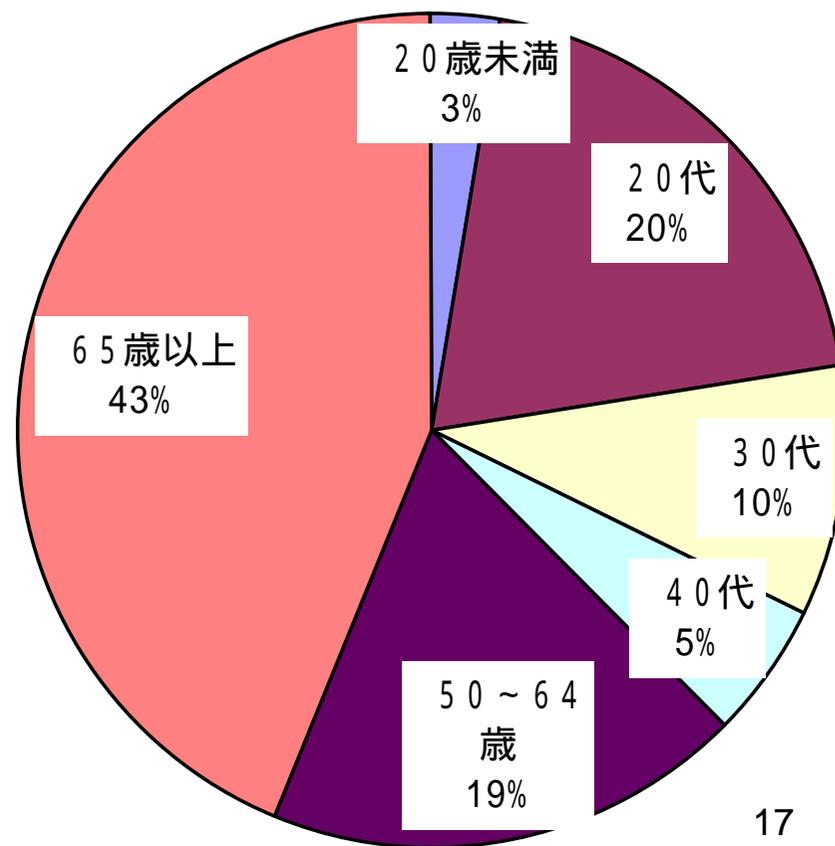


男性は年齢的な偏りは見られないが、女性は高齢の一人暮らしが最も多くを占めており、50代以上で見ると6割に達している。

単独世帯(男性)の年齢構成(H17)



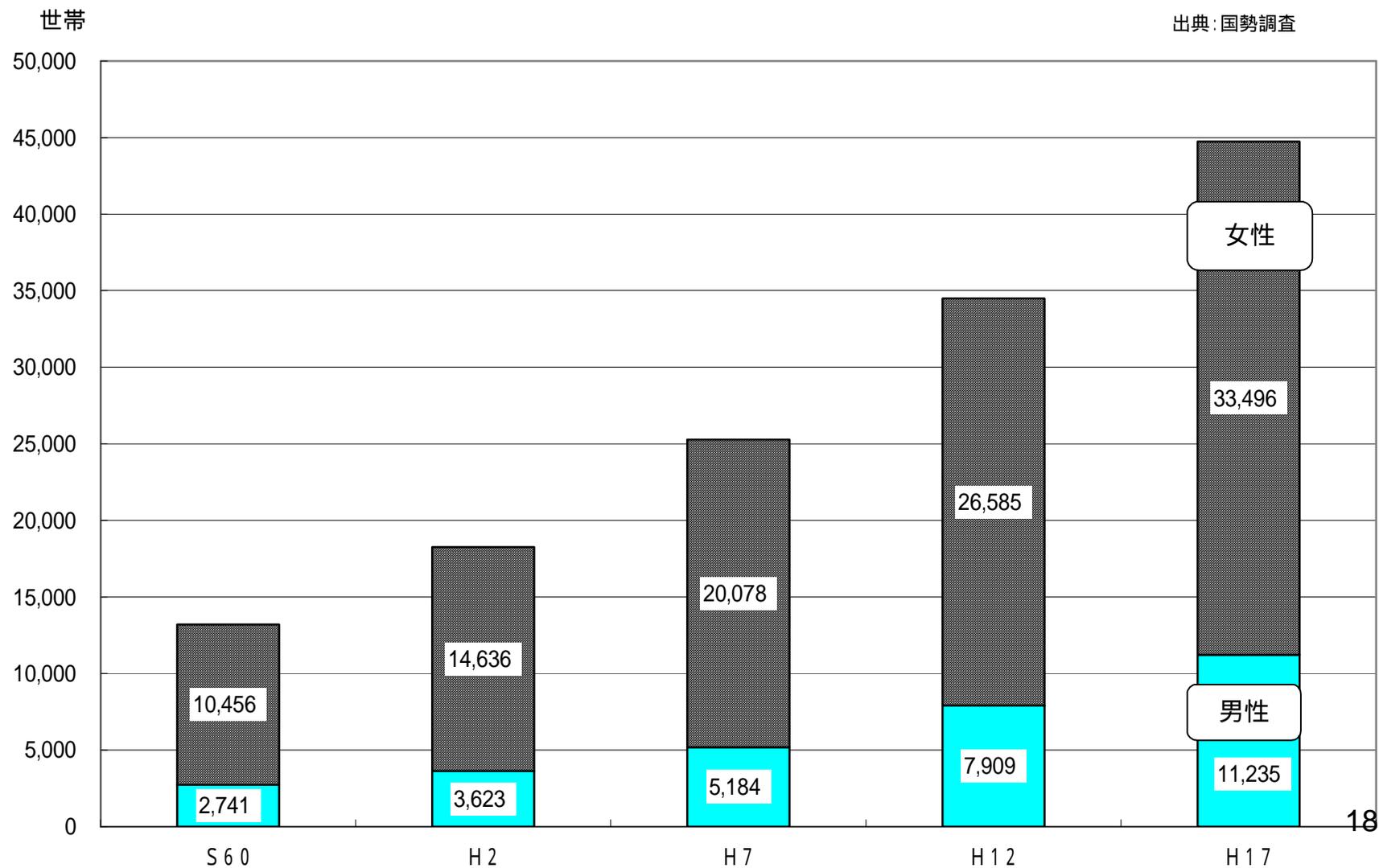
単独世帯(女性)の年齢構成(H17)



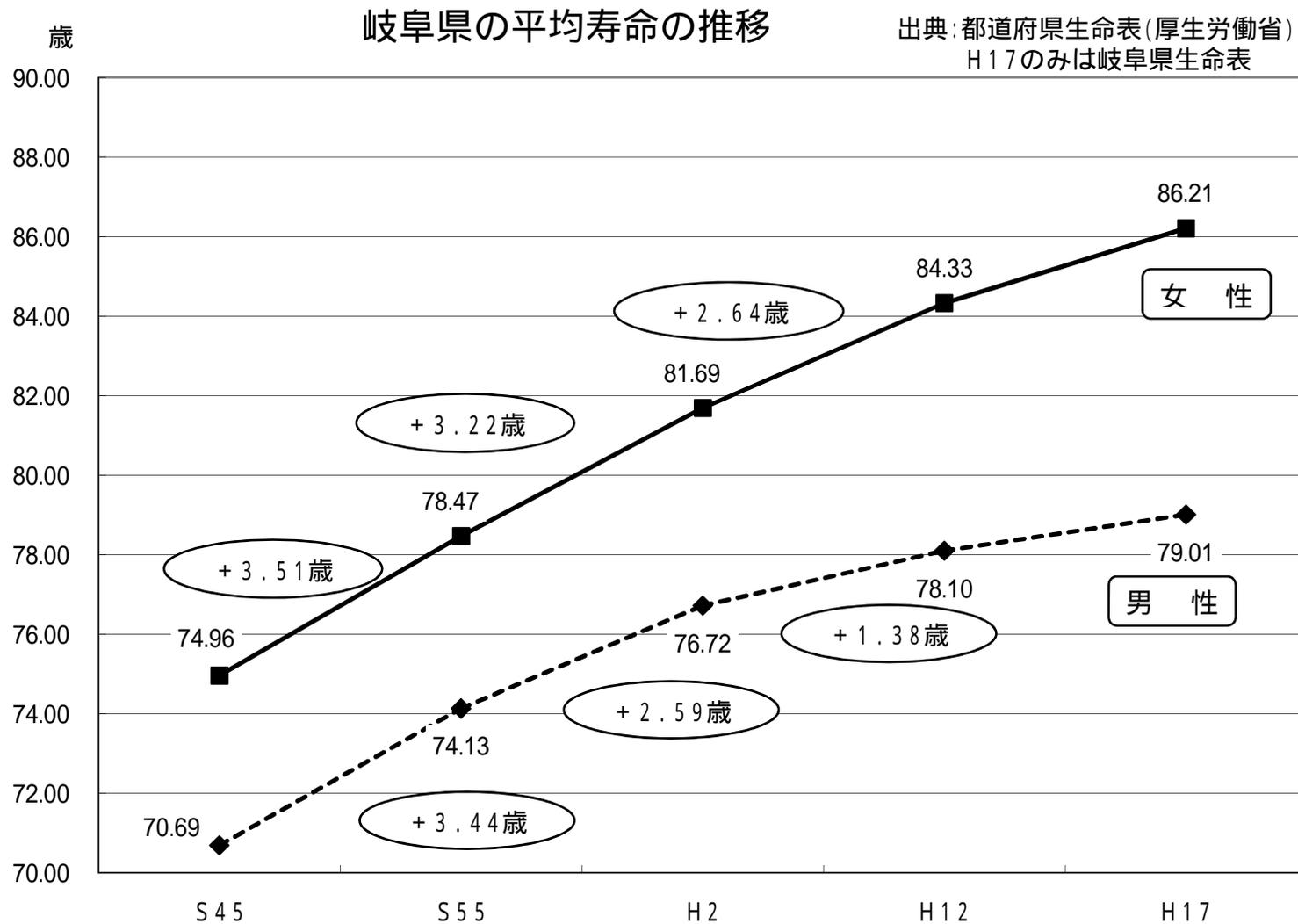
単身高齢者は増加の一途。女性が75%を占める。

高齢(65歳以上)単身世帯数の推移(岐阜県)

出典: 国勢調査



平均寿命が伸びたことにより高齢世帯は増加。
平均寿命の男女差により女性の単身高齢者が増加。



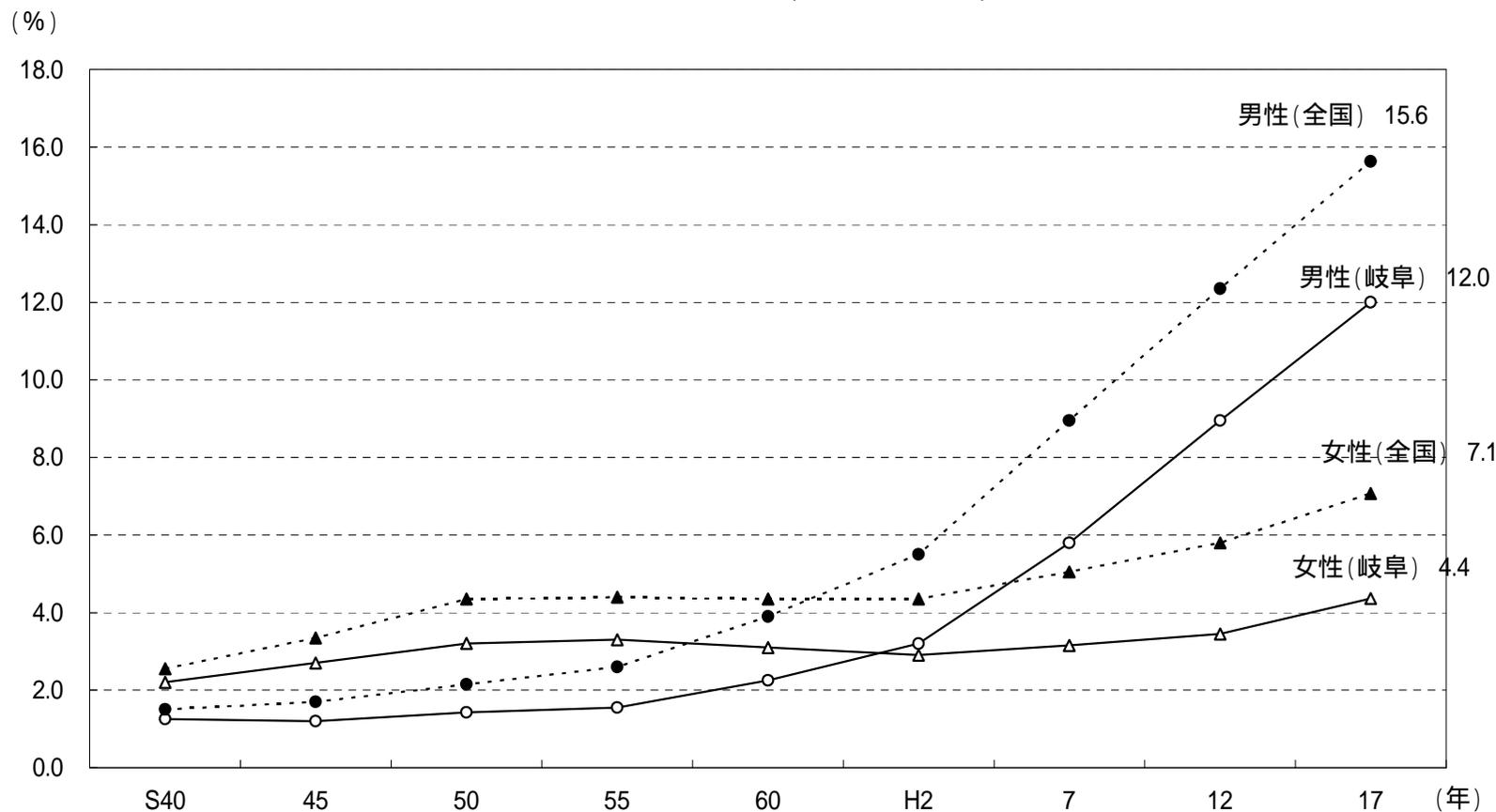
男性の50歳時点の未婚者(生涯未婚率)は急増。

～女性も増加しており、将来さらに高齢単身世帯が増加する可能性が強い～

男性 12%
女性 4.4%

生涯未婚率(50歳時点の未婚率に相当)は男性で12%で10人に1人の割合。女性は4.4%と男性に比べると低いものの上昇傾向。40～44歳の未婚率は、男性で18.5%、女性で8.3%に達しており、このままの流れが続くと、生涯未婚率もこの水準に達する可能性が強いと考えられる。

生涯未婚率の推移(全国・岐阜)

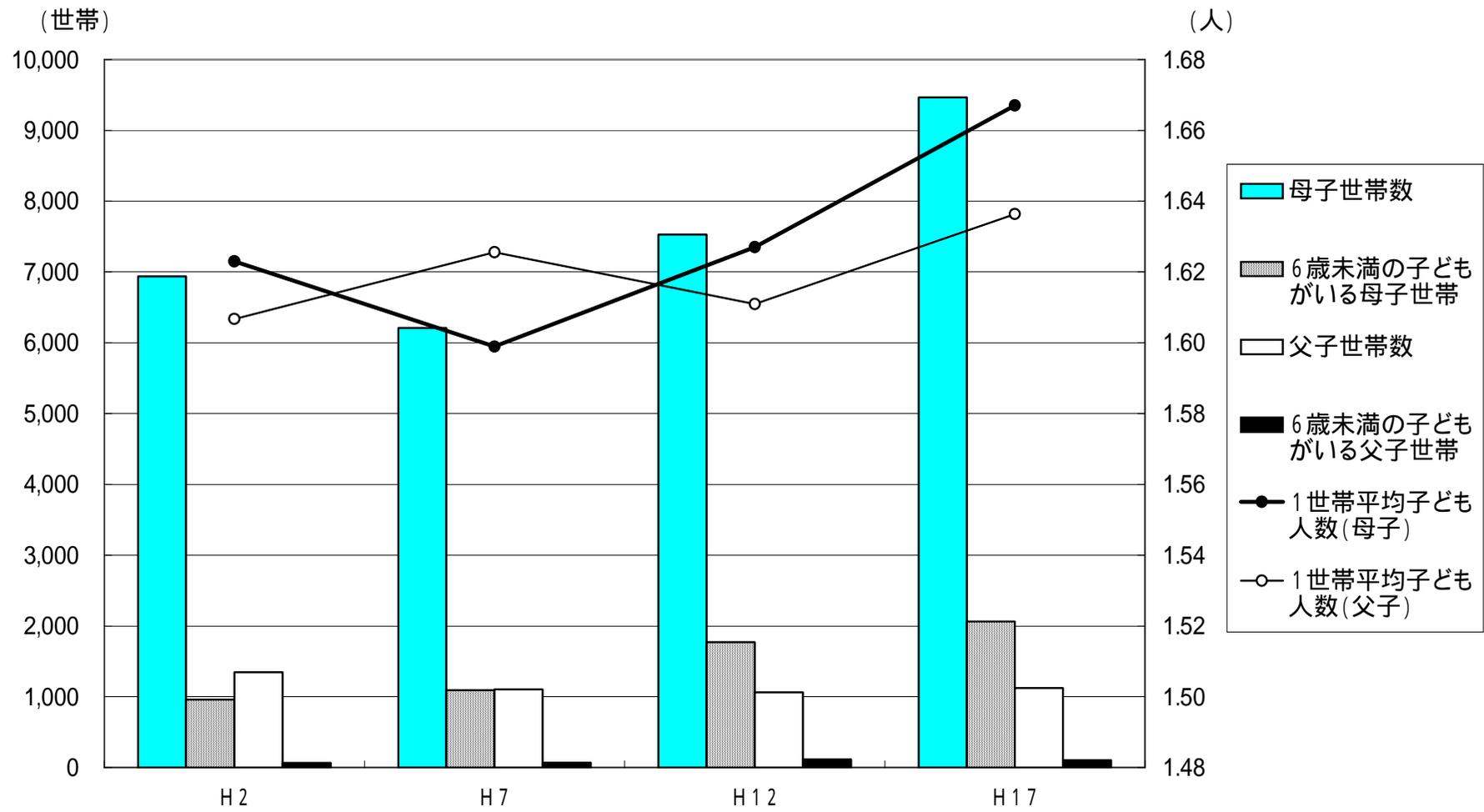


出典: 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、総務省「国勢調査」(H17全国は1%抽出結果)
備考: 生涯未婚率は、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率を示す。

母子世帯が急増

～ H 1 2 → H 1 7 で約 2 5 % 増 ～

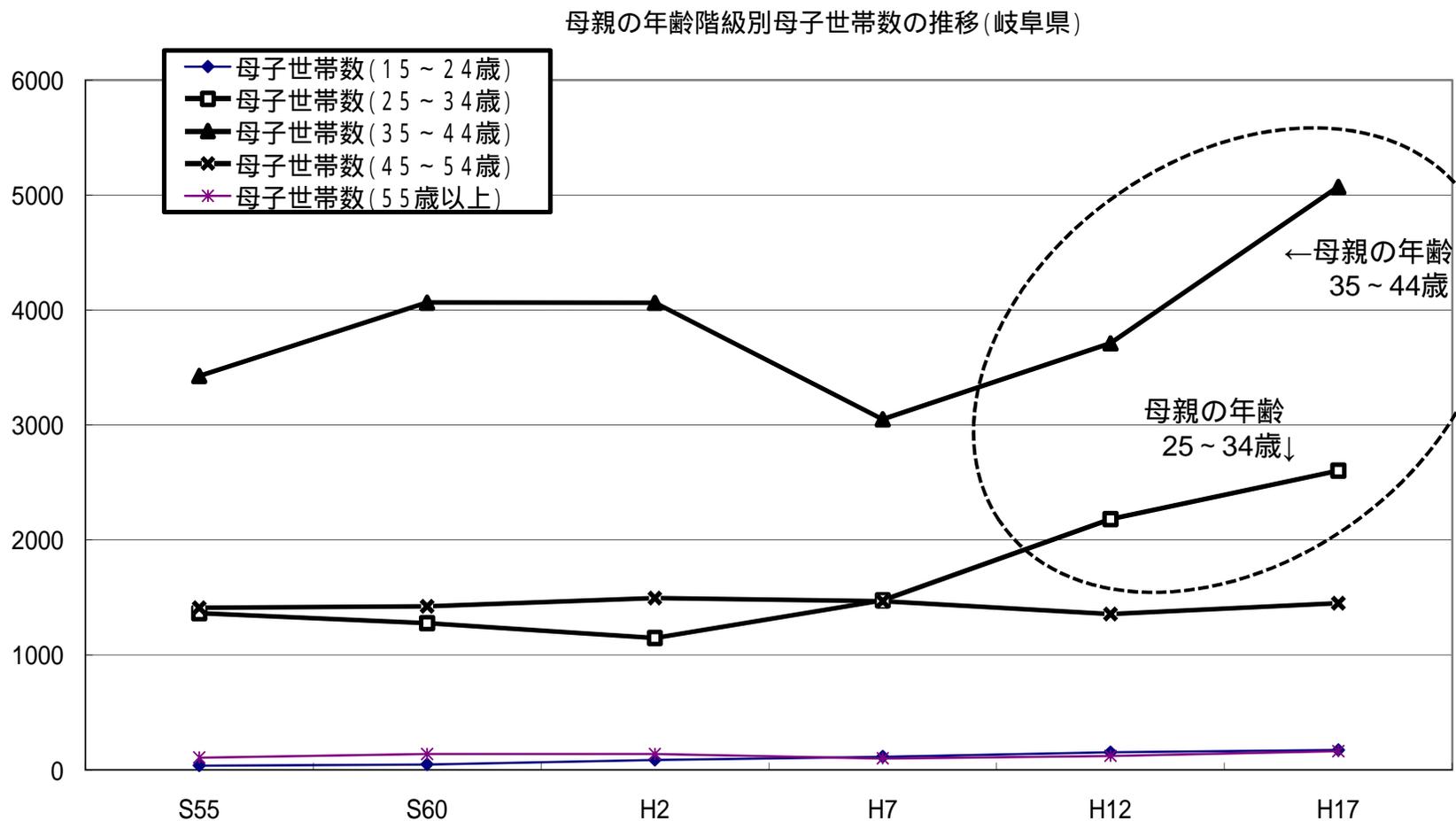
母子世帯・父子世帯数の推移(岐阜県)



出典:総務省「国勢調査」

(母親・父親の親等と同居している世帯は含まない。)

母親の年齢が若い母子世帯が急増している



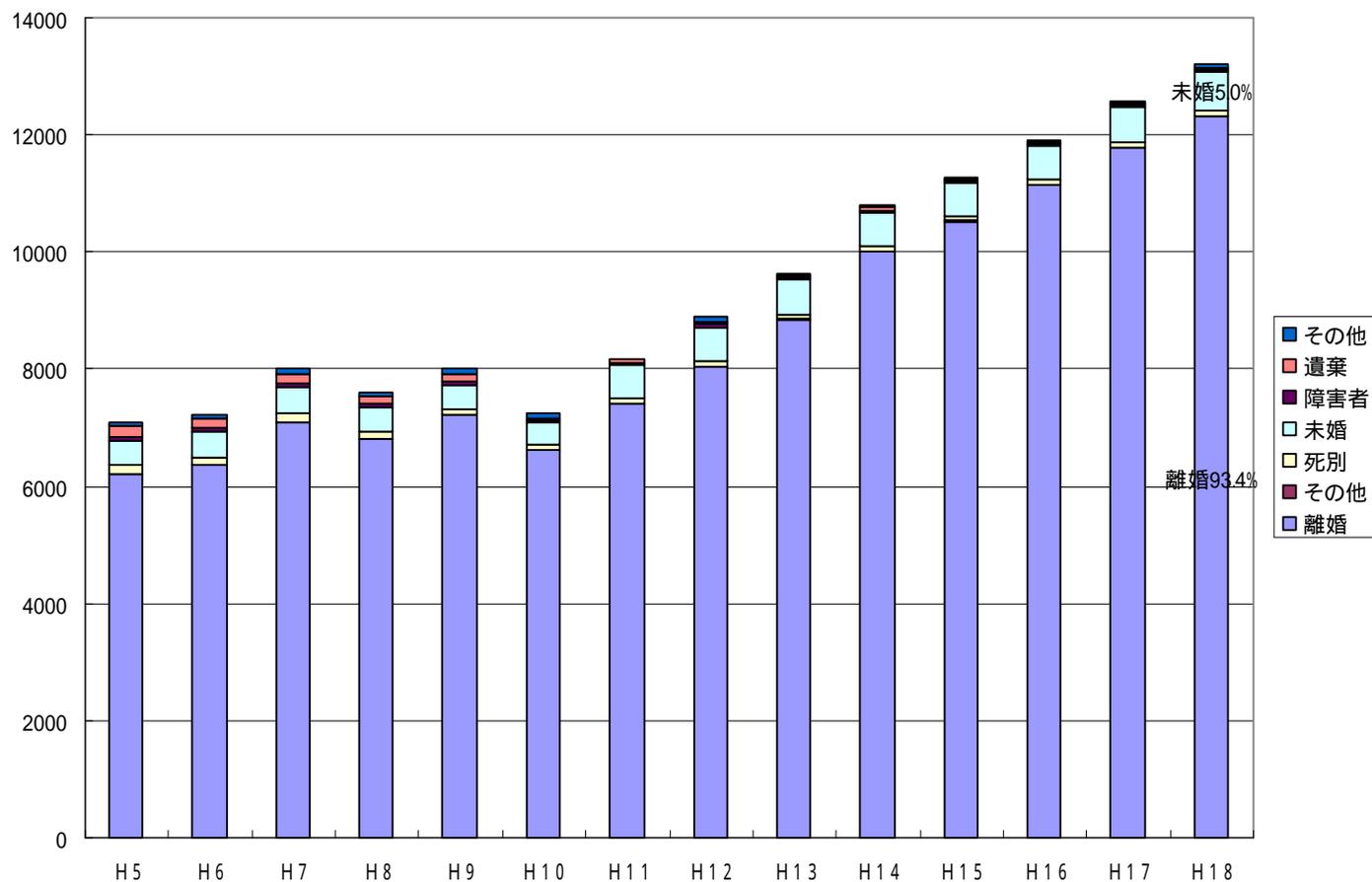
世帯の変化によって 起こっている課題

増加した母子世帯において
生活困窮世帯が増えている

児童扶養手当受給母子世帯も急増

～離婚理由によるものが9割を超える～

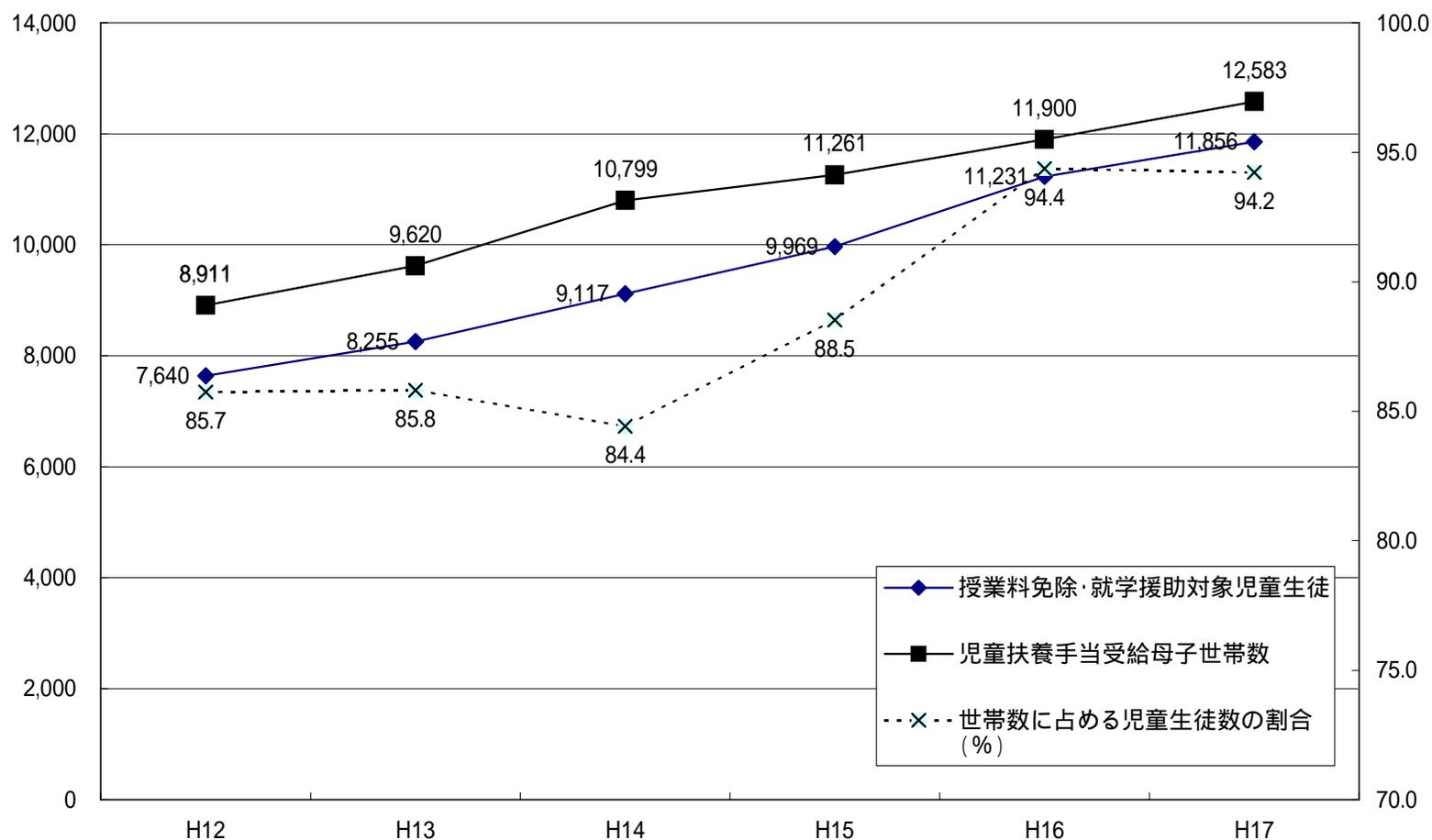
児童扶養手当受給母子世帯数



年度	H 11	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
受給世帯数	8178	8911	9620	10799	11261	11900	12583	13193

就学援助事業対象児童、県立高校 授業料等免除受給者も並行して急増

授業料免除・就学援助対象児童生徒数と 児童扶養手当受給母子世帯数の推移



義務教育就学援助: 家庭の実情に応じ、給食費、学用品費、修学旅行経費などを援助。

受給世帯の所得水準は・・・

(児童扶養手当支給の所得制限) 児童扶養手当の受給者は、義務教育就学援助も対象

扶養親族等の数	1人	2人	3人
全部支給の場合	57万円	95万円	133万円
一部支給の場合	230万円	268万円	306万円

(県立高校授業料免除の基準)

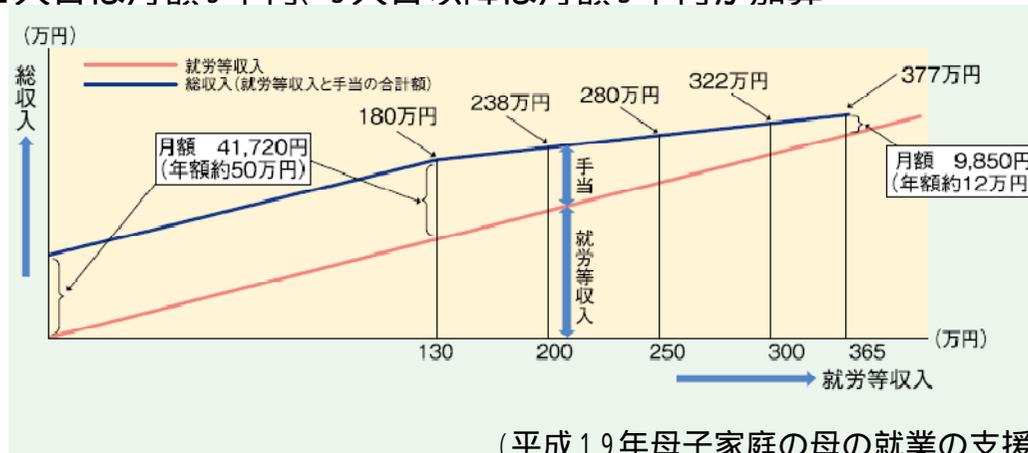
- ・全額免除:生活保護世帯等、
- ・半額免除:市町村民税の所得割の納付を要しない世帯

(35万円 × { 控除対象配偶者・扶養親族の数 + 1 } + 32万円) 等

(児童扶養手当の額 (H18))

全額支給:41,720円 一部支給:41,710円 ~ 9,850円

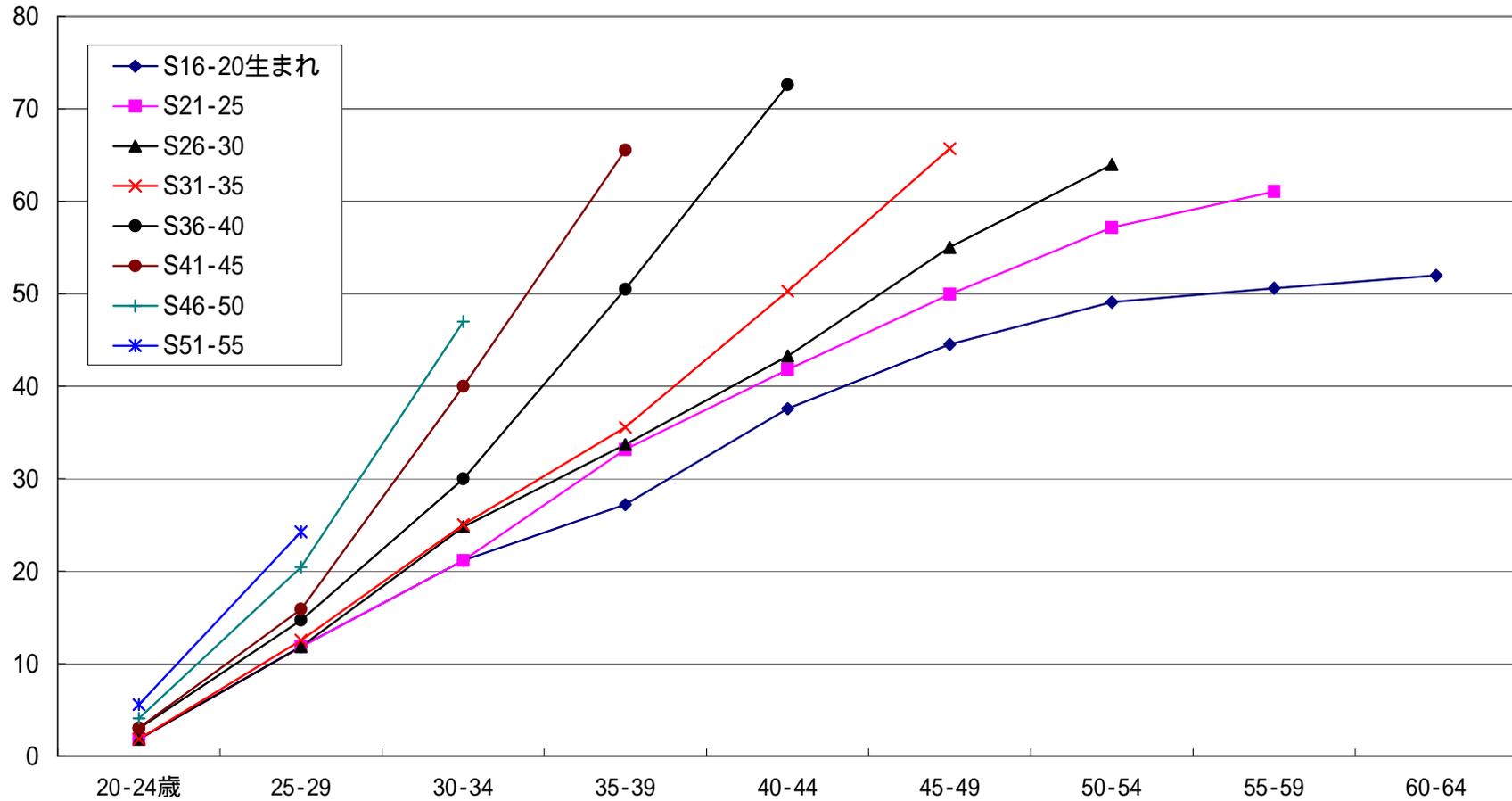
児童2人目は月額5千円、3人目以降は月額3千円が加算



離婚の増加が直接的な原因

女性の生まれ年別離婚人口割合(岐阜県)

(人口千人当たり)



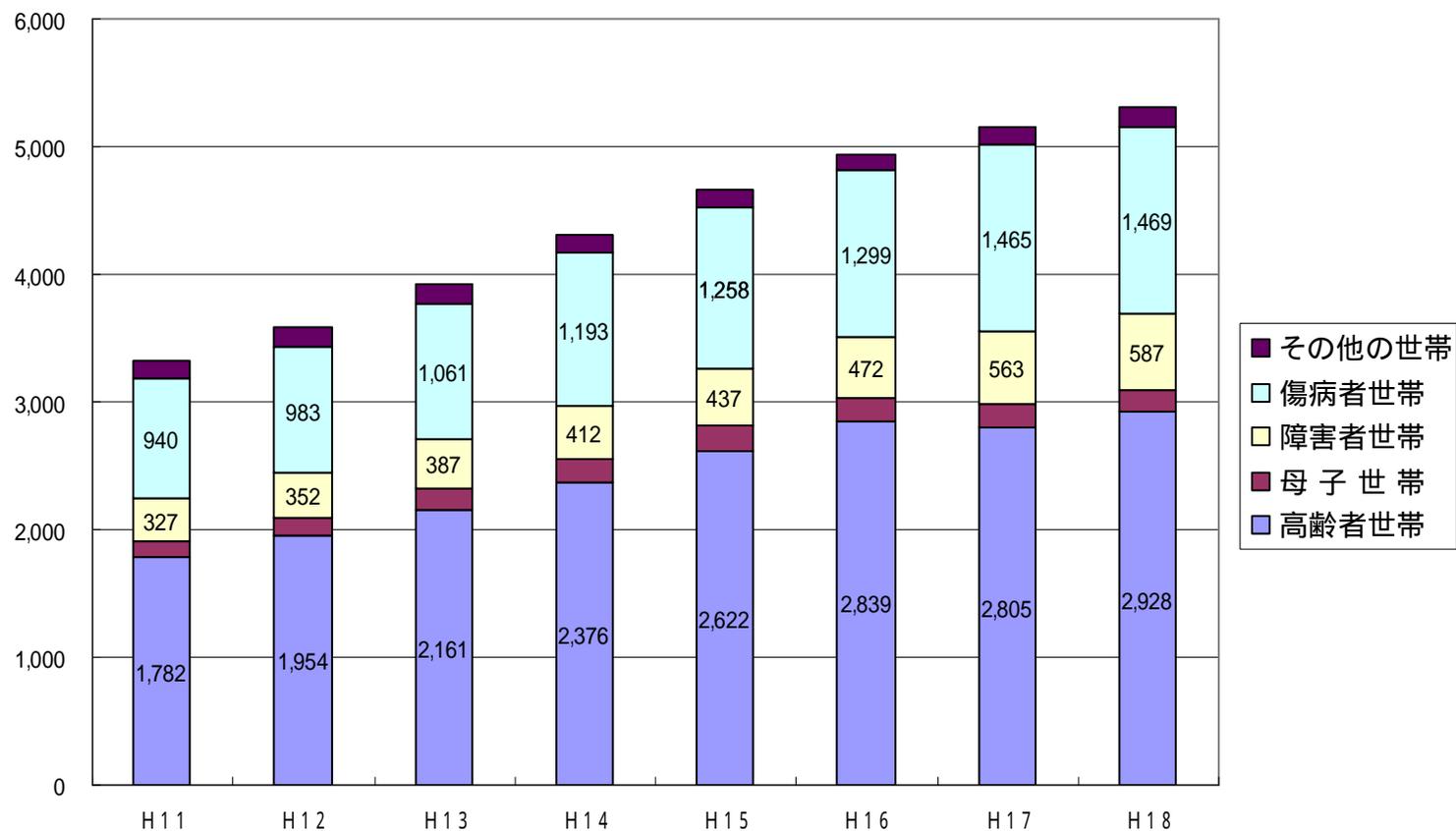
出典:総務省「国勢調査」

増加した高齢世帯において
生活困窮世帯が増えている

生活保護は高齢者・傷病者世帯を 中心に引き続き増加

被保護世帯数の推移(1ヶ月平均)

(厚生労働省「福祉行政報告例」)



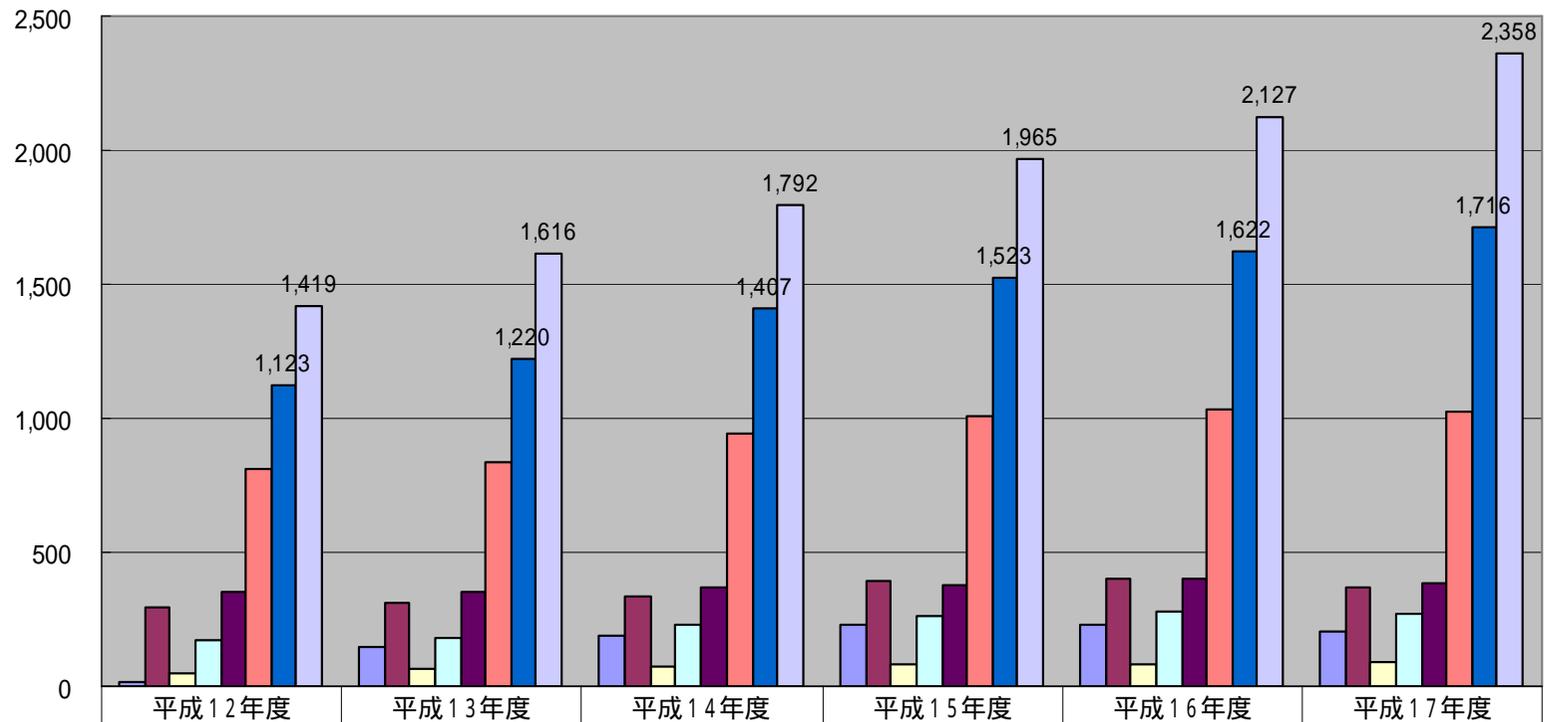
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
被保護世帯	3,319	3,578	3,926	4,303	4,667	4,946	5,155	5,306

世帯の定義

- 高齢者世帯
男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくはこれらに18歳未満の者が加わった世帯
- 傷病者世帯
世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、または世帯主が傷病のために働けない者である世帯
- 障害者世帯
世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のために働けない者である世帯
- 母子世帯
死別、離別、その他の理由で現に配偶者のいない18歳から65歳未満の女子と18歳未満の子で構成されている世帯

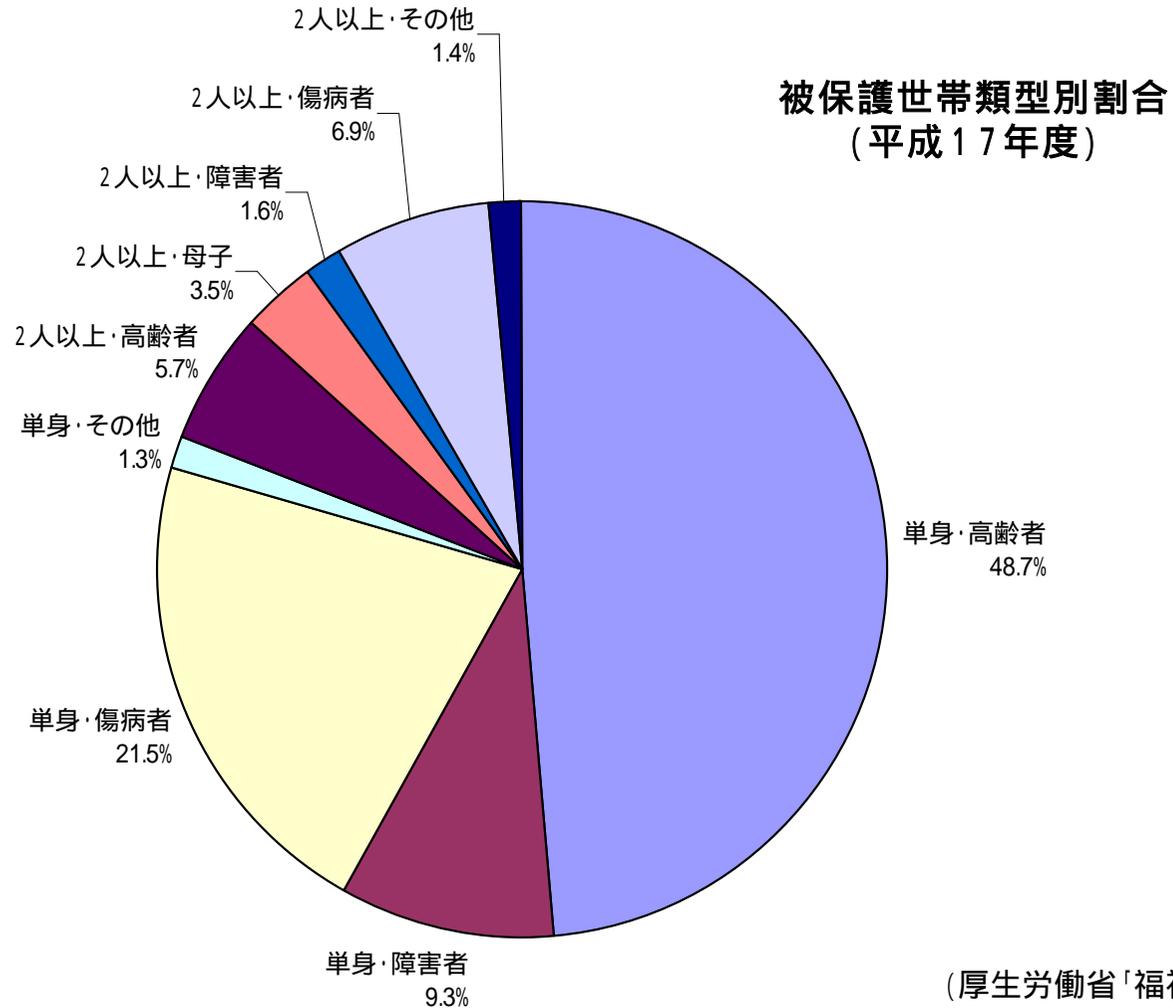
特に70歳以上の高齢者の増加が顕著

年齢別構成人員の推移(県) (「被保護者全国一斉調査」)



0～8歳	16	151	186	226	227	201
9～19歳	295	314	332	390	402	370
20～29歳	52	65	74	84	83	94
30～39歳	169	182	228	264	277	267
40～49歳	354	355	367	381	401	387
50～59歳	814	838	940	1,012	1,033	1,028
60～69歳	1,123	1,220	1,407	1,523	1,622	1,716
70～歳	1,419	1,616	1,792	1,965	2,127	2,358

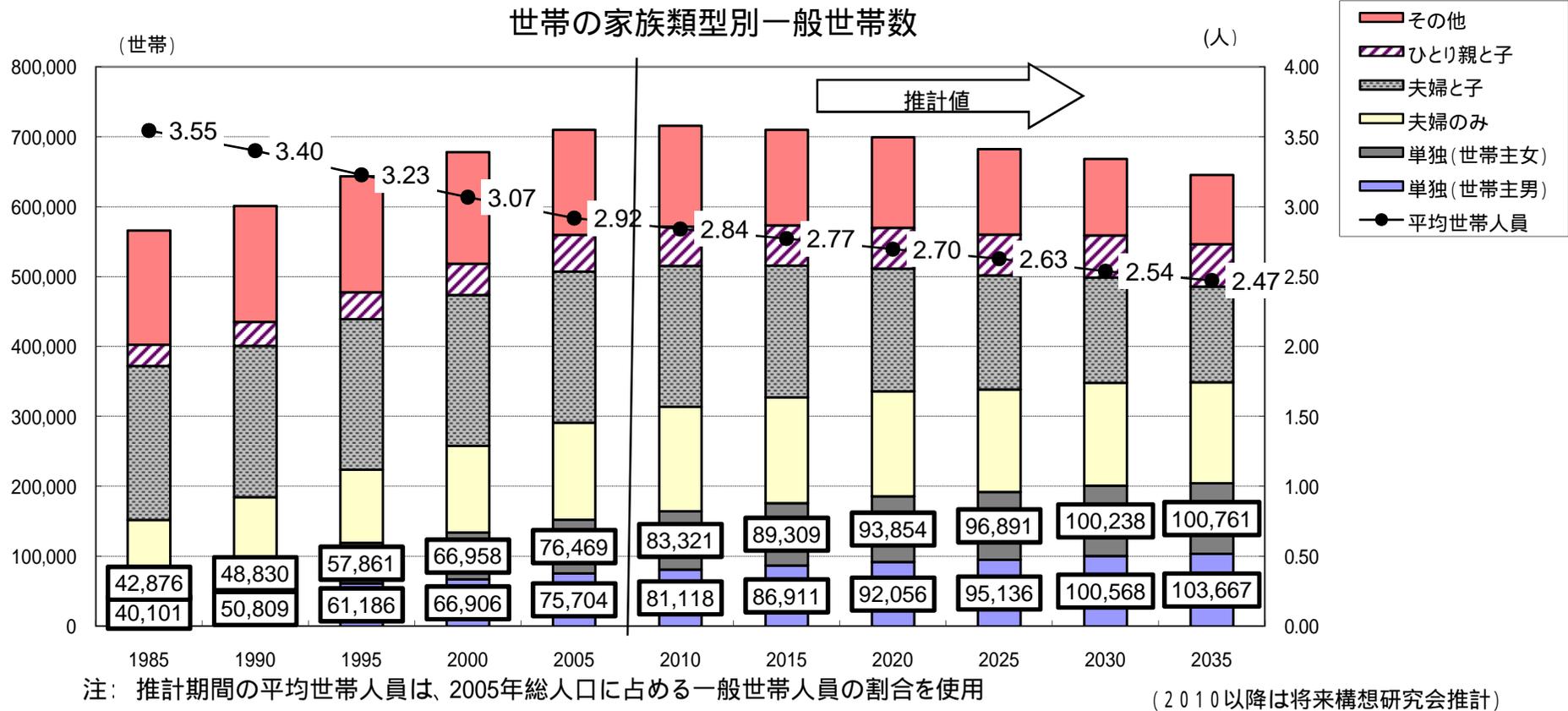
単身世帯が8割を占め、 単身高齢者が受給世帯全体の約半分



(厚生労働省「福祉行政報告例」)

2 今後の世帯数の見通し

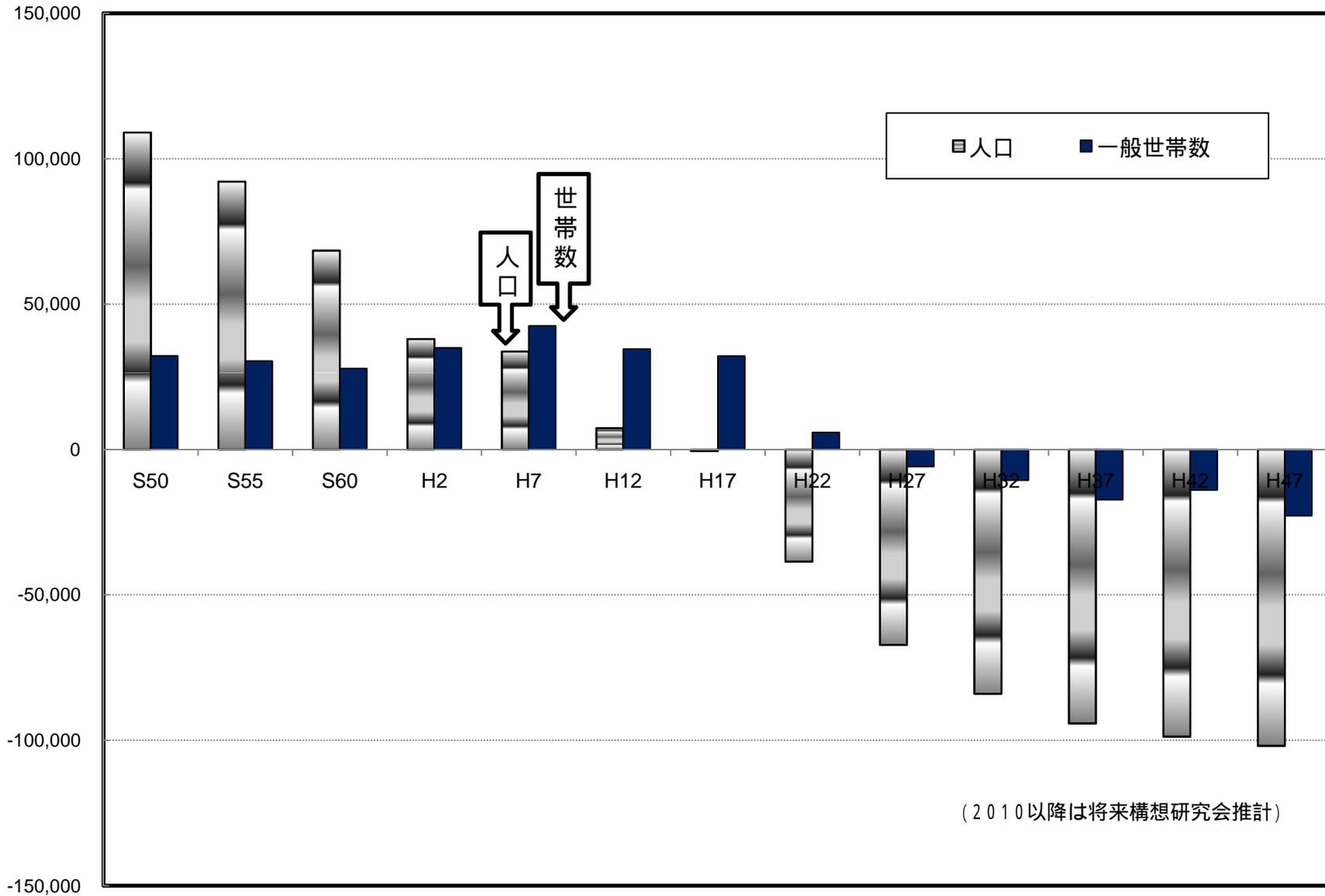
世帯数はH32頃から緩やかに減少傾向。小家族化の流れはさらに進む。



年	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
世帯総数	710,165	716,082	710,182	699,559	682,287	668,354	645,563
単独世帯	152,173	164,439	176,220	185,910	192,027	200,806	204,428
夫婦のみ世帯	139,107	149,424	151,221	150,207	146,729	147,222	144,420
夫婦と子世帯	215,990	201,804	188,409	175,393	163,199	150,610	137,134

人口の減少幅ほど世帯数は減少しないと見られる。

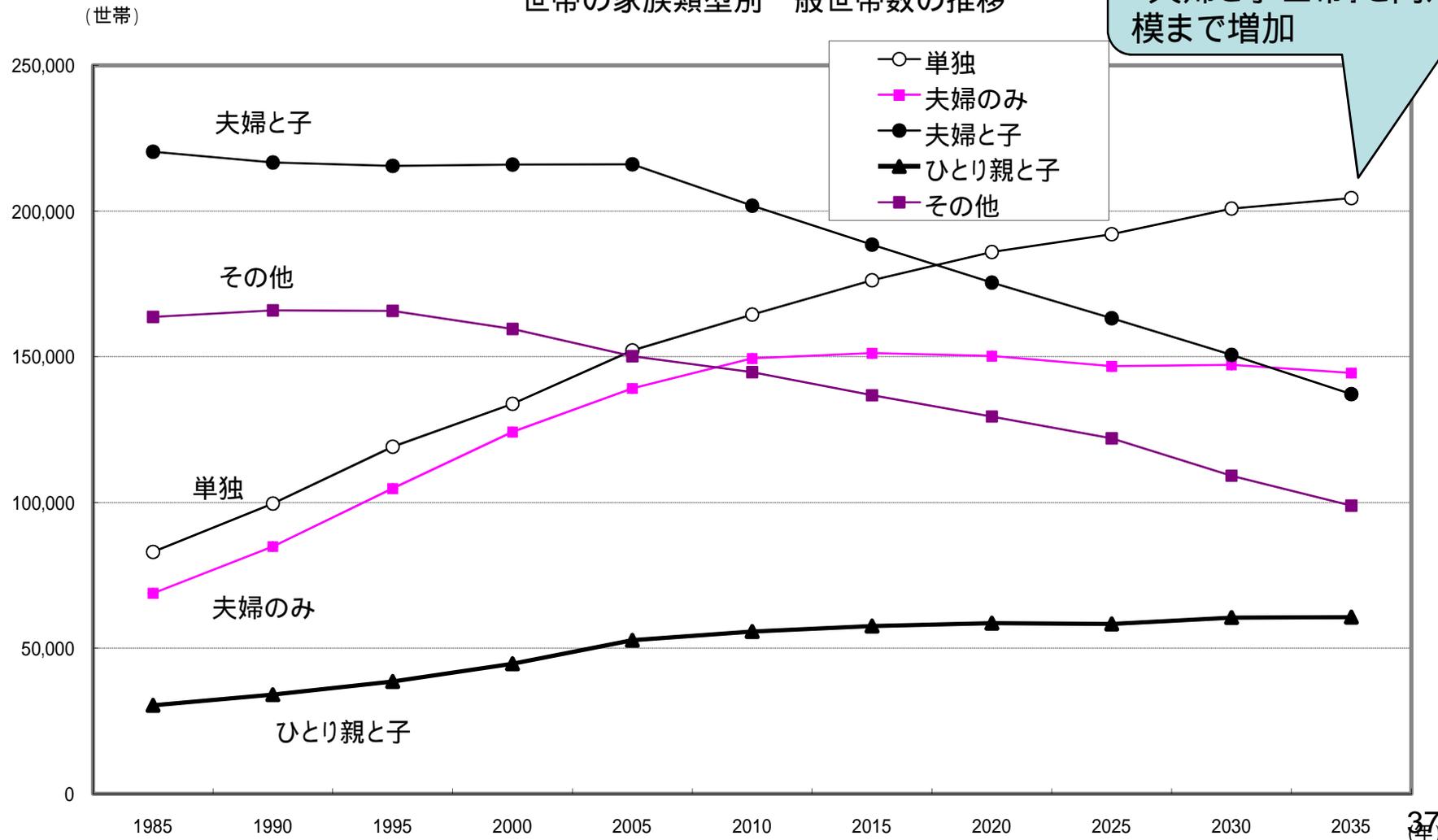
人口と一般世帯数の増減数(岐阜県・国勢調査)



「単独世帯」は一貫して増加し最も多くを占める世帯となる。「夫婦のみ世帯」は減少せず「夫婦と子世帯」を上回る結果に。

「単独世帯」は現在の「夫婦と子世帯」と同規模まで増加

世帯の家族類型別一般世帯数の推移

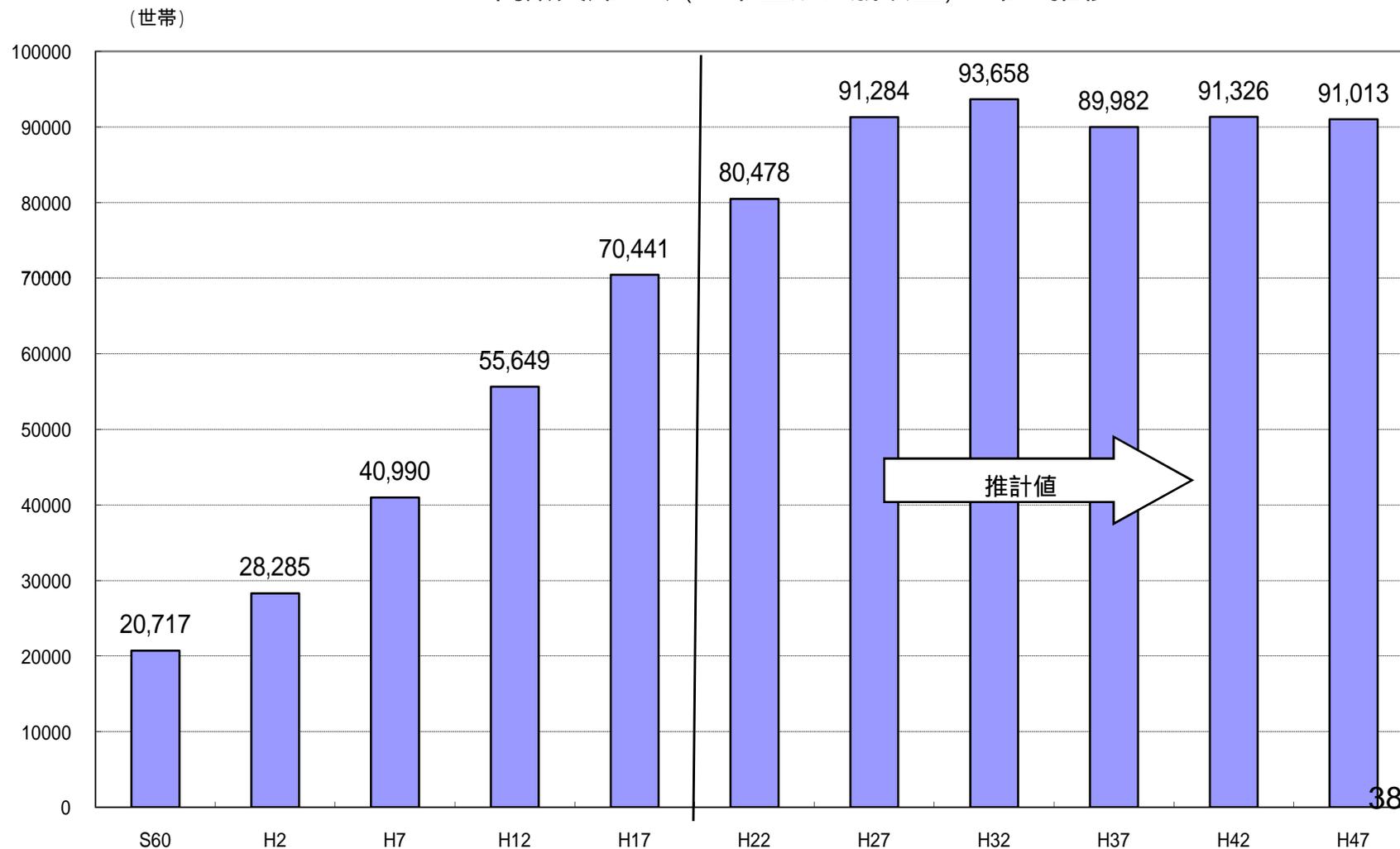


(2010以降は将来構想研究会推計)

高齢の夫婦のみ世帯はH27まで増加し、以後は横ばい ～ およそ9万世帯まで増加～

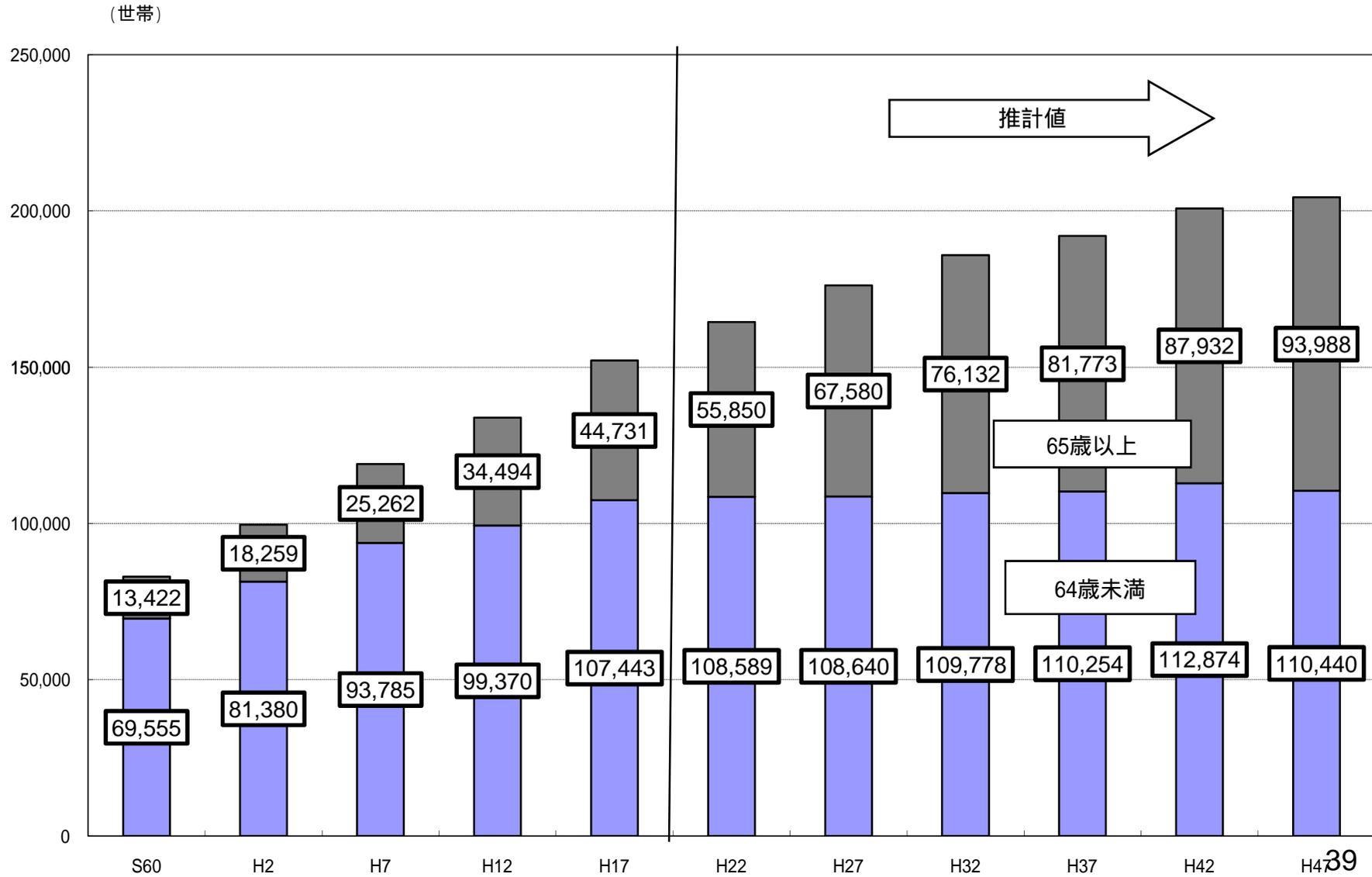
(2010以降は将来構想研究会推計)

高齢夫婦のみ(世帯主が65歳以上)世帯の推移



単独世帯で大きく増えるのは高齢層。

単独世帯の推移と構成



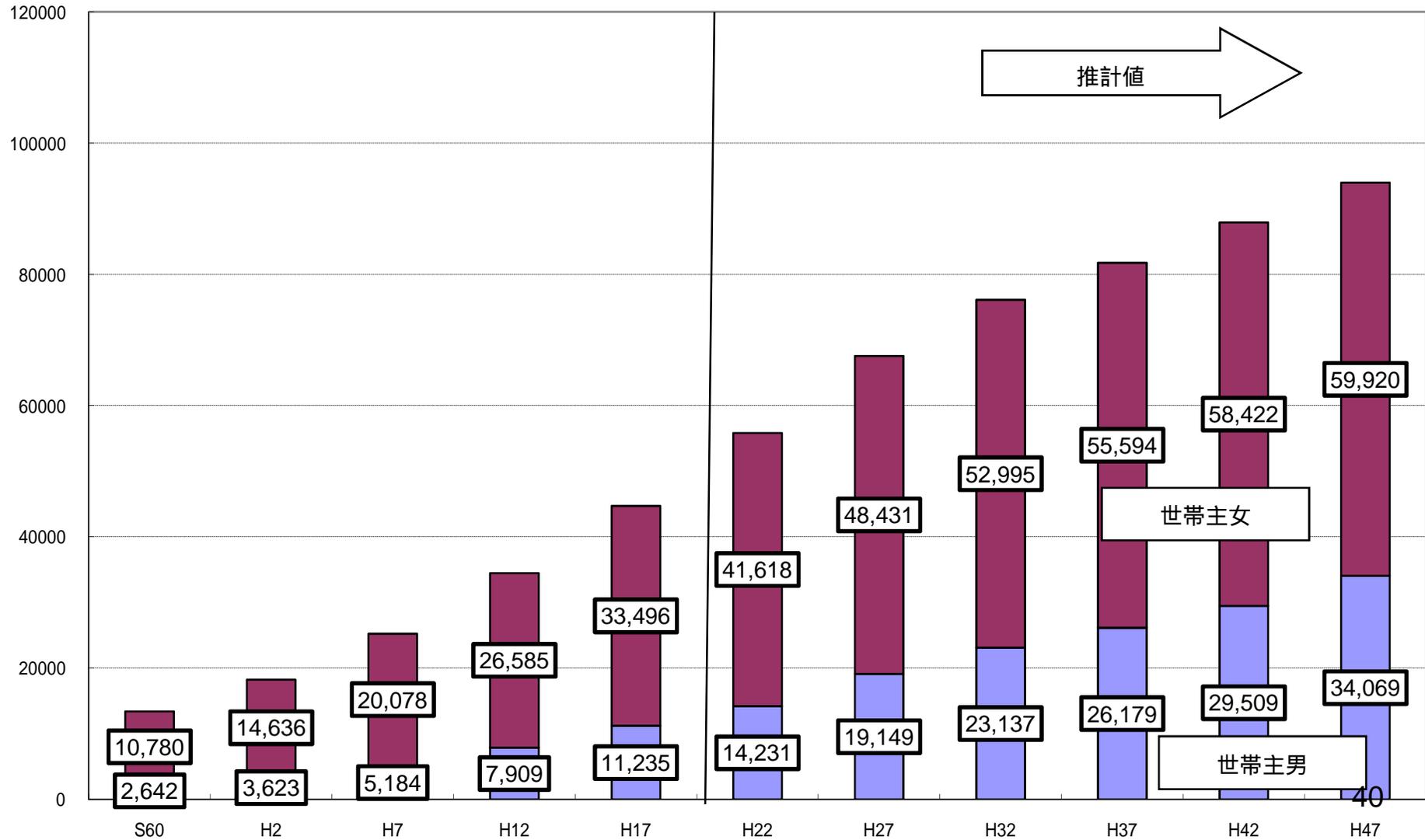
(2010以降は将来構想研究会推計)

単身高齢者の大半を占めるのは女性。 ～ 高齢単独世帯は現在の2倍以上に～

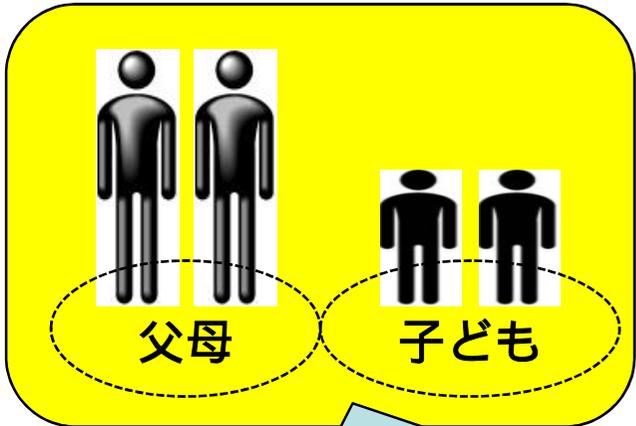
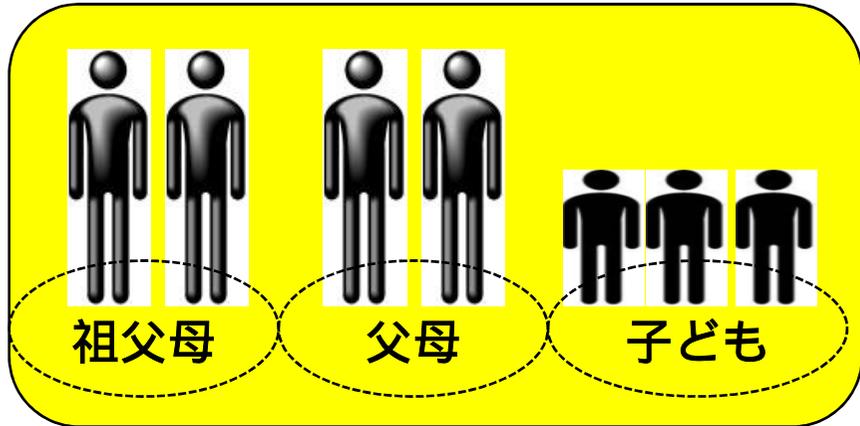
高齢単独(65歳以上)世帯の推移

(世帯)

(2010以降は将来構想研究会推計)

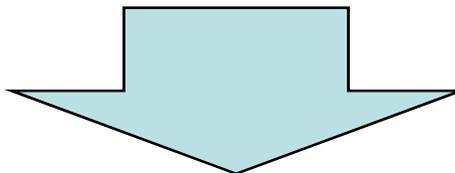


「家族」から「個」中心の「多世帯社会」に。



世帯変化のイメージ

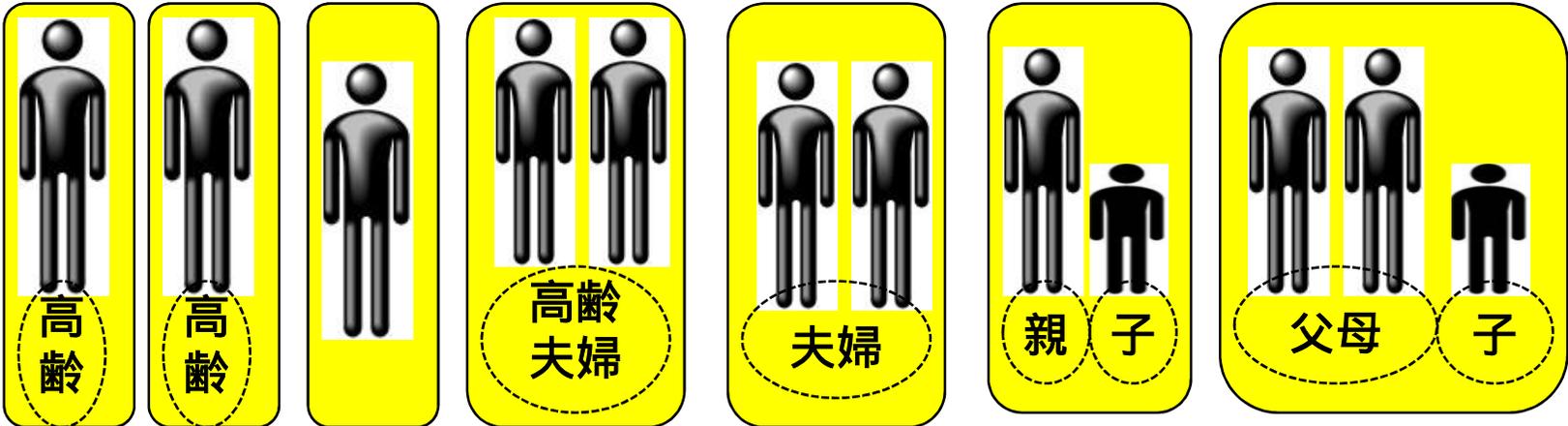
家族 = 世帯



いわゆる標準世帯。これからは、標準世帯の考え方は成り立たない。

家族 = 世帯から個人の居住が分散し、家族内で世帯が分離。世帯は、小口・多種化し、「多世帯社会」へと変化する。

家族 ≠ 世帯



3 ま と め

世帯構造の変化に伴って起こりうること

< マイナスの側面 >

- 1 これまで家族内で対処されてきた課題が社会問題として顕在化する。

< 顕在化している課題 >

- ・ 高齢夫婦のみ世帯、高齢単独世帯（特に女性）の増加
病気等による介護の問題、収入が途絶えると低所得に（生活保護）、孤独死
- ・ 母子世帯の増加（低所得に陥りやすい）

- 2 「個人」が単位の社会になり、世帯を基軸としていた地域活動が弱体化する。

< プラスの側面 >

- 1 個人がクローズアップされることにより、個人の力や独創性が発揮される社会となる。
- 2 家族が小規模化することにより、単独世帯向けなどの新たなビジネスチャンスが生まれる。

1 世帯の変化に伴って起こりうる社会問題に対応するために

顕在化しつつある社会問題を敏感にキャッチできる 県政の体制づくり

- ・ 社会の変化を示すデータを常に注視する体制をつくと同時に、現場の県民との対話の中から「声なき声」をすくい上げ、実情を把握し、政策に昇華させるシステムを構築すること。

単身・小口世帯を助けるような住民活動の支援と ネットワーク化

- ・ 地域のボランティア団体、企業、NPOなどをはじめ、地域の問題の解決に取り組むような住民活動を支援すること。
- ・ 個々の住民活動を相互に結びつけ、市町村や地縁団体等と一体となって地域の課題に取り組めるようなネットワーク化に向けたコーディネートを粘り強く進めること。

2 地域のつながりを弱めないために

人とのつながりを大切にできる人づくり

- ・ 子どものうちから地域の人とふれあう場をつくるような取り組みや教育活動を通じ、地域の連帯を大切にする意識と、人同士がつながる力を高めること。

地域やコミュニティの連帯意識の醸成

- ・ 地域の歴史・文化意識の共有に向けたふるさと教育を推進すること。

3 「個」が輝く社会にしていくために

(別途「ライフスタイル」において研究中)

高齢者や女性、障害者などに合わせた多様な就業環境の整備

- ・短時間勤務やフレックスタイムなどの多様な就業形態の導入とワークライフバランスの確立に向けた啓発など環境づくりを進めること。

自らの個性を発揮できるような活動の場づくり

- ・若者や高齢者などをボランティア・NPOなどの地域活動と結びつけていくような情報提供を強化すること。

4 世帯の変化で生まれる新たなビジネスチャンスを拡大するために

単独世帯向けビジネスの創出支援

- ・家事・介護支援サービスなどの起業に対する優遇措置などを通じ、小さくなる世帯の支援につながるようなサービスを拡大すること。

中古住宅等流通対策の推進

- ・小家族が住みやすいコンパクトな広さ・間取りの住宅需要の増加や、今後大きく見込まれる空家の増加に対応し、空家情報の共有や住宅価値の向上
- ・評価対策を通じて、中古住宅市場を拡大する。